

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム国環境配慮型工業団地ユーティリティ

運営事業（有償PPP）最終報告書（案）

日時 平成23年5月20日（金）15：30～18：28

場所 JICA本部 112会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

高橋 進	共栄大学 教育学部教授
石田 健一	東京大学 大気海洋研究所海洋生命科学部門助教
岡山 朋子	名古屋大学 エコトピア科学研究所特任講師
田中 充	法政大学 社会学部および政策科学研究科教授
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部総合政策学科准教授
早瀬 隆司	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科教授
松下 和夫	京都大学大学院 地球環境学堂教授

JICA

<事業主管部>

川端 智之	民間連携室 海外投融資課 企画役
杉山 亮太	民間連携室 海外投融資課

<事務局>

河野 高明	審査部 環境社会配慮審査課 課長
青木 英剛	審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

伊藤 淳一	ワールドリンク・ジャパン 代表取締役
小野 尚	野村総合研究所 コンサルティング事業本部 アジア事業開発担当部長 上席コンサルタント
秋月 将太郎	野村総合研究所 コンサルティングナレッジ開発部 事業戦略コンサルティング二部 上席コンサルタント

午後3時30分 開会

○河野課長 それでは、石田委員はまだいらっしゃっていませんけれども、ベトナムの環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業準備調査のドラフト・ファイナルレポートのワーキンググループを始めたいと思います。

本事業は、PPPインフラ事業ということで、民間から提案されたものについて調査を行っているというものでございます。

それでは初めに主査を決めていただきたいと思いますけれども、高橋先生、もしよろしければお願いできますでしょうか。

○高橋委員 皆さんがよろしければ。

○河野課長 それでは、まず初めに担当の民間連携室のほうから、事業概要について簡単にご説明させていただいた後に質問とコメントに対する回答をさせていただくという形にしたいと思います。まず自己紹介からお願いできますか。

○杉山 民間連携室の杉山と申します。本調査の担当をさせていただいております。

すみません、担当の川端がちょっと前の予定が遅れており、大変申しわけございません。お待たせいたしました。始めさせていただきます。

今回の調査に関しまして助言いただけるということなんですけれども、事前資料の送付等が混乱しまして、皆さんにご迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。本日、まずは事業概要についてもう一度ご説明させていただいて、皆様にこの調査でやっていることの事業スコープが何なのかというのをもう一度ご説明させていただいた上で、いただいた事前コメント・質問に対する回答ということをさせていただきたいと考えております。

お手元に1枚紙で、左上に「 Dau Tieng湖」というのがあって、右下に「現状、地下水を利用」とある紙がありますでしょうか。そちらを使って、まず事業スコープ、事業概要はどういうものなのかということをご説明させていただきたいと思います。

4月28日に助言委員からの助言対応結果というものが書いてある紙をお送りしていると思うんですけれども、その1番でお答えしているとおり、今回の事業の内容としては、ユーティリティ事業部分と水道事業部分とがあります。ただ、工業団地を新しく建設するという事業ではないということと、またこの1枚紙の一番下にある、既存の工業団地の廃水処理を一括で処理する水処理事業というのをやると、当初は、最初のニーズというのはそこにあったんですけれども、最終的に事業性の観点から調査の結果、事業スコープから外すという結論にしましたので、今回の事業対象というのは、4月28日にお渡しした資料で書いてあるとおり、ユーティ

リティ事業部分と給水事業部分の二つになります。それについてまずご説明させていただきたいと思います。

まずは、このDong Tam社というのがThuan Dao工業団地フェーズⅡというのを、もともこの工業団地の隣にフェーズⅠがあるんですか、既に運営されている工業団地がありまして、その隣に189haほどのフェーズⅡの工業団地の造成がもう既に始まっております。これが2013年ごろに完成予定という方向で既に造られているんですけども、そこに日本企業団がジョイントベンチャーを組んでユーティリティ事業会社を設立し、そのユーティリティ事業を運営しようというのが、まず第1の事業になります。

第2の事業というのは、では他の既存の工業団地は今どういう問題を抱えているかといったときに、地下水を利用しているので、毎年地盤沈下をしてしまうという影響を考えると、それでは環境配慮型の工業団地にはならないだろうという観点から、表流水を使った形での工業団地にしなくてはいけないということで、同時にDuc Hoa浄水場というものをつくりまして、そこから配水管を引っ張ってきて工業用水にする。そこに工場があり、工場で第1次処理をされた水が廃水処理機械に入りまして、最終的には川に流れていくということになります。その浄水場の水源は何かということになると、Dau Tieng湖という湖があるんですけども、そこから用水路というのを世銀がつくっていて、その用水路から導水管をADBがつくっている状況で、その水利権をPhu My Vinhという会社が持っている。右上ですけども、そのPhu My Vinhという会社とジョイントベンチャーを組むような形で日本企業団が給水事業会社を設立し、この浄水場及び配水管を敷設し、既存の工業団地のHoang Dia工業団地というものとThuan Dao Ⅱ、今回のユーティリティ事業を運営する工業団地の二つに給水するというのが、基本的な事業スコープでございます。

以上で事業概要についてご説明させていただきました。もしこの時点でここがわからないということがございましたら、ご質問を受け付けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか

○松下委員 既存工業団地が、図でいうと左側と右側とにありますね。それで、今、導水管を受け継いでいくのは左側のほうだけということですね。

○杉山 そうですね。現状の給水能力というのは、フェーズを追ってだんだん給水能力を高めていく予定ですけども、当初のフェーズⅠで給水できる部分というのは、そもそも我々がユーティリティ事業をやりたいと思っているThuan Daoにまず持ってくる。それより少し北にあるHoang Dia工業団地に送るので精いっぱいですけども、フェーズⅡ、フェーズⅢと、2020

年までで完成する予定ですが、給水能力が上がるにつれ右側の二つにも延びていくという想定でございます。

ほかにありますでしょうか。

○谷本委員 では一つお願いします。Phu My Vinhですか、給水関係のそこにつく日本の企業団と、ユーティリティの運営事業の日本企業団は、同じですか、別ですか。

○杉山 基本的には同じと考えておりますけれども、まだこの調査段階では、事業化の前段階での調査ということになりますので、事業実施段階で日本側企業団が、具体的にどういう企業がどういう出資比率になるかということは決まりますけれども、現調査の段階でそれが決まっておきません。なので、基本的には同じと考えておりますけれども、同じかもしれないですし、多少違う配分で違う企業が日本側企業団に入る可能性はございます。

他にございますか。

○岡山委員 ちょっと一つ。ユーティリティは水のサプライだけではなくてこの廃水処理もということだと思んですが、この最後のところは、既存の工業団地の一括処理を断念ということなので、そうすると、一番左側のHoang Diaのほうは、水は行くんですけども、廃水処理はしないということになるんですか。

○杉山 いいえ。廃水処理はもちろん工業団地ですので、通常どおり廃水処理。このThuan Dao工業団地については何がほかの工業団地と違うかということ、ほかの工業団地はベトナムの法律での公害型産業に指定されたものだけを受け入れるというわけではないんですけども、今回のThuan Dao II工業団地というのは、現在はそういった特定公害型ではない産業が入ってくることを想定しておりますけれども、日本側企業団が日本型経営でやる限りにおいては、そういった本来どこの工業団地にも入れてもらえない工場をあえて誘致するということですので、この廃水処理についても高度な技術を使うということになりますけれども、既存のHoang Diaとか、ほかの工業団地については、通常の業種が入っておりますので、それに応じた廃水処理はもちろんされていて、表流水に流しているということになります。入ってくる工場の種類が既存と今回のThuan Dao II工業団地とは異なるということを想定されています。現状では、この断念したものがない限りにおいては川に流しているということです。

○岡山委員 わかりました。ありがとうございました。

○河野課長 それでは、質問とコメント表に沿いまして我々のほうから回答させていただきますけれども、高橋先生に進行をお願いいたします。

○高橋主査 それでは、私が進行役を務めさせていただきます。お配りいただいているもので、

事前コメント回答表というのと、それから委員質問・助言一覧というのがありますが、この関係は、この一覧のものがすべてこの事前コメント回答表には含まれているということによろしいわけですか。

○杉山 そのとおりです。

○高橋主査 それでは、この事前コメント回答表に沿ってご説明をいただき、それに対してまた各委員から質疑等をしていただくという形で進めさせていただきたいと思います。大分質問・コメントも多いようですから、できるだけ効率的にいきたいと思います。それでは、まずこの事前コメント回答表の3ページの3番ですか、ここに1、2、3と番号が振ってありますが、そこまでについてご説明いただけますでしょうか。

○川端企画役 民間連携室の川端と申します。ちょっとおくれまして、大変申しわけございません。

では、1ページ、2ページと3ページについてご説明させていただきます。

まず1ページの左の数字の1というところです。これは、まず右の回答に二つパラグラフがあって、上のほうのご質問と回答。これは、今、杉山からご説明した事業のスコープのご説明になっておりますので、ここは一旦ちょっとご説明をしたということで省略させていただき、1ページ目の下、助言については、水道事業に関して、本事業で行う水道事業の内容、つまり本事業ではどこまでやるのですかという谷本先生からのご質問です。これは右に少し書いてあるのですが、水道事業は、先ほど杉山からもご説明したこの図のとおりなんですが、実際には、この図でいくところのDuc Hoa浄水場と、そこから先の工業団地に引いてあるこれまでのパイプとか導水管が範囲だということで考えておまして、それに対応した評価ということにさせていただきます。

特になければ続けていきますが、次にめくっていただいて2ページです。2ページの上のほうの助言で、ドラフト・ファイナルでお送りさせていただいたスコーピングの中の廃棄物に関するご指摘で、レポートの中で、廃棄物の処理というのは、認可された信頼の置ける事業者を選定しますと書かせていただいていたのですけれども、これに対して、省の認可の基準はどのようなものなのですかと。さらに、この処理の方法というのは目で見て確かめられたのですかということ。さらに、その埋め立てというのは適法なものなのですかという谷本先生からのご指摘です。

これについては、調査団のほうで実際に廃棄物の処理の委託をする業者さんというのはSONADEZI社です。ここがよいだろうということで特定はして、ここがちゃんとそういった処理

を行うのに必要なライセンスを持っているということで、かつ彼らが廃棄物を一旦保管するというキャパシティーがある、そこまではちょっと確認させていただいているのですが、その先の実際の処理のところまでは、まだSONADEZI社が工業団地の廃棄物を処理するキャパシティーということ、これは今SONADEZI社自身が整備中ということで、そこまでは残念ながらちょっと見られていないというところでございます。ですので、これについてはちょっと我々としても、今後実際にこれを事業としてやるときに、そういったところまでチェックする必要があるのかなとは思っております。

あと、埋め立てによる処理の適法性というところなんですけど、ここはちょっとすみません、調査団にお願いしたいんですが、よろしいですか。

○小野氏 はい。まず、今、川端さんからご説明いただいたところで、ちょっとその後追加の情報を差し上げますと、処理のプロセスは、現地はちょっと時間の関係で確認できていないんですが、プロセスは確認して、私ども調査団が訪問したときは、ここに今写真に載っています埋立場が間もなく完成と。それで、4月下旬から5月上旬に完成ということで、ちょっとまだその後現地には行ってないんですけども、SONADEZI社のホームページ上で一応これは完成しましたということが報道されているところから、最終処分のプロセスまで認可を持った施設でこの事業者が存在するということと、仮にこの環境配慮型工業団地のユーティリティ事業を私どもが運営し出したときに、複数候補の中から決めますけれども、ここに確実に委託できる先があるということは確認しました。

それでよろしいでしょうか。

○川端企画役 続いて、その2ページの下のご助言で、モニタリング活動は、ちょっとレポートに書いているところというよりも、ご指摘いただいたのは、今回の事業の中でユーティリティの敷設を行う、これ自体のモニタリング体制を構築し、積極的に公表するべきなのではないですか、この辺はどうするんですかというご指摘だと理解しております。

これについては、ちょっとこの右に書かせていただいたんですが、この図を見ていただいたほうが、また再びこの図に戻るんですが、まず工業団地の中に入居する工場自身が、ある程度の廃水処理を自身でやるということが義務づけられています。これはちょっと後で出てくるんですけども、彼らが一定の基準の水質処理をすることが求められている。それが現地で言うところのB基準であるということです。そこからB基準の廃水を今回のこの事業で想定している工場内の廃水処理です。廃水処理だけではなくて電気の施設とかも検討していますが、廃水処理の中で一括で集めて、さらに水質をよくして、川へ流す。その川へ流す水質というのは、当

然工場から集めた水質よりもいいものであるべきで、それが現地で言うところのA基準である。こういうスキームを考えております。したがって、まずこのユーティリティ事業では、当然、工場から集める水の水質というのも随時モニタリングしますし、事業から今度川へ流すA基準と先ほど言いましたが、その水の水質についても随時モニタリングはしますということですし、流した後の川の下流の水質についてもモニタリングの対象に含めるべきであろうと考えております。

また、仮に工場から集めてくる水がB基準でやれといいながらも実際になっていない場合は、それでも我々としては集めてきれいにはするんですけども、工場の水の水質がB基準でやるというのをちゃんと守っていないというときは、この事業が持っている強制力として、例えば電気の供給をとめるとか、そういったことも十分あり得るんだろうと思います。それが一つの抑止力になって、工場から集める水についても一定程度の水質をクリアする。さらにこの事業でもってより水質をよくして川へ還元する。そのような形であると考えております。

○谷本委員 それは可能ですか。そういうことができますかね。ユーティリティ運営事業者が電気をとめるとか、そのような強制手段をとり得るんですかね。

○川端企画役 これは十分可能だと思っています。実際に、ではそれをどこで使うかというのは、確かにビジネスマターも入ってくるので、確かに難しい点もありますものの、少なくとも工場団地に入っているユーティリティをある程度まとめて供給するという役目を、独占供給するということですから、それを負うことによって、一方で工場側が義務を果たさないときに、我々としても、我々の義務といいますか、我々の供給のほうもとめるといって、これは強制力がある程度働かされるような仕組みにはなっていると思います。

○谷本委員 それをやれるのは工業団地の運営会社のほうでしょうか。ではないんですか。その運営会社の下にユーティリティ事業会社があるわけでしょうか。

○川端企画役 なるほど。おっしゃるとおりです。だから、そこは、実際にこれを……。

○谷本委員 いやいや、別にけちをつけているわけではなくて、単純に切れますというのは、それはいいんですけども、我々がやっぱり気になるのは、周りの方々からの文句が来たときに、それこそせつかく日本企業団が入っているわけでしょうか。そういうところが本当に集中砲火を浴びますよと、それをできるだけ避けるような形にしてほしいということですね。

○川端企画役 ありがとうございます。おっしゃるとおりのところもあるので、そこは、まさにこの事業を実際にやるときに、そういう強制力を持たせられるように、工業団地側ともネゴって、そういう形を確保するということが一つ当然やるべきことだとは思っています。あとち

よっとその補足を。

○小野氏 入居契約の中でそれは明記します。ユーティリティ運営会社とこのテナントとして入っていただく会社の間でそういう契約を結んで、もし基準を超えるようなものがあつたら、ユーティリティ会社のほうから水なり電気なりの供給をとめると。これは違法か合法化ということになりますと、実際、双日さんが南部で運営されていますロテコという工業団地がありますけれども、そこも同様の契約で、入居者と、そういう強制力を持っていると……。

○谷本委員 くどいですがけれども、ユーティリティ事業会社、①のところは、上水というか、配水だけですよ。

○小野氏 いや、水の供給と電力の供給と通信インフラの提供と廃棄物の管理を一括して受託します。

○杉山 この図は水の流れだけわかりやすく、そこに助言・質問が集中していたので、そういうことと理解していたので。

○谷本委員 3者でやっていただくんでしょうね、工業団地の運営会社と。結構です。どうぞ。

○高橋主査 では、先へ進んでください。

○川端企画役 次に3ページに書かせていただいた事項で、「スコーピングにおいて対象とした活動に関して、以下の考え方を教えてください」。まず煤煙等による地域への環境影響、あと周辺地域の住宅等への影響、地球温暖化への影響、この三つです。まず排気ですが、こちらのほうは、まず工業団地そのものの造成をするんです。今ちょっとご指摘いただいた点と重なるんですが、工業団地自身の造成をする業者さんがまず造成するときにEIAを作っておりまして、その中に一定程度排気の基準についても分析・設定しております。一方、今回ユーティリティ導入といった場合に排煙の処理まではちょっと想定していないものですから、逆に、ではどう担保するかといいますと、工業団地の業者さんがつくったEIAを超えるような排煙を出すような会社というのは入居お断りというか、それを満たすような会社さんだけを入れるといったことで担保すると考えております。

あと住宅・交通等への影響というのも、これはちょっと基本的には工業団地の方がされるEIAというのに準拠するというように考えています。

あと地球温暖化への影響というのは、すみません、ちょっとここではカバーできていないんですが、今申したようなユーティリティの運営ということであれば、余り影響はしないのかなと思っております。

もう一ついただいでいて、スコーピングにおいて実施前の従前、実施後の従後の時点に分け

で行われているのですが、今回スコーピングでやらせていただいた対象というのは、事業の実施前、実施後の間での変化についてスコーピングしましたということでもいいですかというご指摘を早瀬先生からいただいております。これはご指摘いただいたとおりで、今回スコーピングをやらせていただくに当たり、従来の1から事業をつくりますといったものとはそういう意味ではちょっと違っていて恐縮なんですけれども、今回の事業では、このユーティリティを導入する前と導入した後ということで比較する形でスコーピングを行わせていただいておりますので、結果的に「従前」と書いているスコーピング表よりも、「従後」と書いているスコーピング表のほうがよくなっているという見かけになっているのですが、それはご指摘いただいたような考え方に沿ってやらせていただいているということです。

○早瀬委員 そうなんですけれども、基本的に従前がこのユーティリティ事業の成り立つ状態で工場が操業しているということあるならば、そういう状態というのは基本的にはあり得るんですか。ドラフトレポートを見せていただいた限りでは、この日本側のユーティリティ事業があるということを前提としてその工業団地の造成・新設ということが行われている。そうすると、このユーティリティ事業がなければないんだということですよね。それで、環境社会配慮のガイドラインの中にきちんと書いてあると思うんですけれども、これは事業のスコップの中で環境影響を評価するのではなく、この事業と一体不可分のものも含めて環境影響をスコップしましょう、その場合には派生的なものも二次的なものもスコップしましょうということを書いてあるわけです。そうになっていたときに、全く仮想の、この事業のないままで工場が立地するんだというのを事前として、そして事後としてこの事業がきれいにするんですよといったスコーピングというのは、現実ではないですよね。特にその周りにおられる住民の方たちにとってみると、全くわからないスコーピングですよ、それは。その環境社会配慮ガイドラインで言う環境の影響のスコーピングということからも全くずれているのではないのかと、その辺をちょっと聞きたかったんですけども、全くそのとおり出てきたので、これはちょっと考え方を変わってもらわなければ困るのではないですか。

○川端企画役 その意味ではおっしゃるとおりの点もあって、結局ここで「従前」と書いているのは、この事業のアピールポイントではあるのですけれども、本来の趣旨のスコーピングというところからはちょっとそういう意味ではマストではないというか、アディショナルなものだとお考えいただいて、ここでは「従後」と書いて、これが事業一体不可分と考えた場合のスコーピングということになるので、この従後のほうをメインで見させていただくということでもいいのかなと思っています。

○早瀬委員 ですから、従後というのはこの事業が行われた後の環境の状態ですから、その時点での環境の状態をできるだけよくするのかということについて、地元の方とも意見交換をして、我々とも意見交換をして、それでよりよい事業をつくっていただくということになるわけですね。そうすると、この事業をする前の従前というのは、そんな仮想の状態から始まるのではなしに全体から始まって、それでこの事業と一体不可分のものとして行われる工業団地の立地ということを前提とした上でどのようになっていくのかという議論をしないことには、もともとのアセスメントの趣旨に合っていない。

○川端企画役 ありがとうございます。その意味ではご指摘のとおりと思いつつ、従後のものをできるだけよくするという趣旨というのは全く同じですので、その意味では従後のところではできるだけ環境影響がないようにという意味で分析はしている、そこは同じだと思うんですが、スタートポイントが確かにちょっとというのはあるんでしょうが。

○早瀬委員 要するにこのユーティリティがなければ工業団地はつくれないわけでしょう。そのように書いてあったと思うんですけども、公害型産業が誘致できない状態にあって、それで他の省ではつくっていないと。これはロンアン省でしたか。ここだけは日本の企業がそういう事業をするというということで工業団地の事業をするのだと書いてあったと思うんですが、そうであるとするならば全く不可分の一体の事業であって、この全体についてアセスメントをしないことには、仮想のアセスメントをやらされるのではたまらないですよ。

○岡山委員 今回のこの全体のスキームでいうと、①と②だけなので、この新規の工業団地建設は関係がないというか、そこが事業ではない。だから、要はその部分の環境アセスメントはしていないというストーリーですね。ですけども、私も早瀬先生のおっしゃっていることはよくわかって、新規で工業団地をつくるわけですよ。例えば今までのこういうところの会議でかかった案件だとしたら、そこがもともとどういう土地であって、それをここに立地することにおいてどれだけの自然が失われて、どれだけの環境影響があつてということを本来アセスメントするんだと思うんです。ですが、今回はそこは関係ないですとかと一切なくて、ユーティリティだけでやらされるというのはものすごい違和感を覚えるんですよ。そういうことだと思うんですけども。

○川端企画役 なるほど。ここは、まず少なくともこの調査の中では、今ご指摘いただいた点については、工業団地の事業主、家主さんがEIAを別途しておりますので、我々としてはまずそれに乗っかっていくというのが大前提だと考えています。したがって、EIAのレビューというのも一通り入手してレビューはしておりますし、そこからこのユーティリティ事業を導入する

のに、ずれというか、不足が生じてきた場合は、追加でやるべきことだと思っていまして、そういう考え方です。

○秋月氏 実態をもう少しご説明すると、工業団地はもう造成は終わってしまっていて、これはロンアン省がThuan Dao IIという工業団地に対して認可を出して、それに対してEIAもあって、いろいろな住民説明とか、現地のプロセスを経て行われているものなので、我々はそのEIAレポートを入手して、この中身であればまず問題ないだろうと。さっきの従前・従後というところとちょっとかわるのかもしれませんが、このEIAの受けたときの前提として、いろいろなユーティリティの配置もあります。それについても書いてあります。ただ、我々が目指しているのは、それよりもいろいろな意味で良質なものを、具体的に言うと、お金がもともと3億円ぐらいしかユーティリティ設備にかけようとしていなかったのを、10億円ぐらいしっかりお金をかけてマネジメントの体制もちゃんとしようということを考えているわけです。そうすることで恐らく、もともとDom Tam社が我々の環境配慮とは違う形でユーティリティをやろうとしたときよりもよくなるだろうということで、主張はさせていただきました。ではそれが定量的にどのぐらいよくなるかというところは、まだ詳細設計も終わっていないので、そこまではちょっと今の段階ではご説明できないというのが今の実態です。

○早瀬委員 それはもう前回からもお聞きしていて、全く違った話はないですよ。それを前提として今お話しさせてもらっているつもりなんです。ですから、事前・事後という意味からすると、事前というのは造成が終わっているけれども、工場が立地していないという状態であって、事後というのは、そこから公害型工場が立地して、それでユーティリティ事業が動き出すという状態に変わるわけです。その二つの間の変化量をアセスメントすべきだと。なぜなら、この事業がなければ、ここでは立地しないんだから。

○松下委員 従前と従後という言葉が多分誤解を与えているので、よく説明をお聞きすると、要はここにユーティリティ事業がない状態で工業団地が造成された場合、このように悪化します、だけれどもユーティリティ事業が導入された状態で工業団地を造成すると悪化した部分が少しよくなって下のほうへいきますと、それをユーティリティ事業のない工業団地を造成した場合と、ユーティリティ事業のある場合の団地と比較して、それを従前・従後と言っていると理解するんです。ですから、比較する対象を明確に書いたほうがいいです。そうすると、従前・従後という、やはり一般的には早瀬委員が言われるように、何も工業団地がない状態と、工業団地をつくった状態を比較する。今聞いていると、従来型といいますか、ユーティリティ事業のない状態で工業団地を造成した状態と、ユーティリティ事業を導入して造成した場合を

比較していると理解したんです。ですから、そのあたり……。

○早瀬委員 だから、前回のときも、どういう業種のもものが立地するのかといった質問を、これは私がしたのではないんですけれども、している先生方もおられて、そこについては、それについても対応するようなことでお答えになっていたから、きっと理解されているのかなと思ったんですけれども、全く変わっていないので。

○高橋主査 これはある意味ではこの事業の非常に基本的なところですから、きちんと整理しなければいけないんですが、後のほうでもいろいろ関連する話がありますので、進行のほうを、恐縮ですけれども、一応後をちょっと続けていただいて、最後でもないですが、また改めてこの部分に戻って議論をお願いしたいと思います。

○川端企画役 わかりました。

○高橋主査 そういうことでよろしいですか、各委員も。

今ご説明いただいた1から3では、この従前・従後、スコーピングの話はちょっと除いて、これ以外で、ご提案された以外でも、何かご質問等はございますか。

○松下委員 2ページの上のほうの助言に対する回答で、環境資源省発行のライセンスの例として参考資料(2) がついていて、これですね。これは好奇心から聞くだけですが、これはベトナムの環境資源省が発行したライセンスですね。日本語で書かれているのは、これは訳されたんですか、それともオリジナルですか。

○秋月氏 これは、日本の認証機関のものをとったんです。日本のDSIの認証を受けたんですね、翻訳ではなくて。

○伊藤氏 この会社がDSIから認証を受けたということで、日本語になっているということです。

○秋月氏 日本の認証機関の認証も取っていますということです。それで日本語になっているということだと思います。

○松下委員 回答のほうでは「環境資源省発行のライセンス」となっていますが。

○秋月氏 それも……。

○伊藤氏 これは、日本のメッキ工場の処理をやっているもので、彼らはそのためにこれを取っています。

○秋月氏 今のポイントは省の認可を得ているかどうかということなので、それは当然得ると。

○伊藤氏 それは当然得ています。ただ、これはドンナイ省です。隣の省です。

○川端企画役 では、そのライセンスというのを別途取られているということですか。

○秋月氏 そのライセンスのコピーですか。それはありますか、省からのもの。

○伊藤氏 あります。

○小野氏 これは、省のライセンスを持っていますということを証明する書類だから、その後
に延々と続くわけです。

○川端企画役 これは、つまり省のライセンスを取っているということを前提に日本の認証機
関からもらったものであるということで、省からのライセンスそのものではないけれども、こ
れを取っているということは、当然その省からもライセンスを取っているということである。
そういうご説明です。すみません、ややこしくて。

○松下委員 了解しました。

○高橋主査 そういうことでよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。特になければ、では次に3ページ、4番から4ページの最後まで、
その辺についてご説明いただけますか。

○川端企画役 わかりました。4番が、これは廃水処理の基準の話でございしますが、もともと
のレポートの中で、ベトナムの排水基準が日本の基準と比べても相当に厳しいと書いていたの
ですけれども、それは具体的にどういうことですかという田中委員のご指摘。また、本ユーテ
ィリティ事業を実際に設計するとき、具体的に排水の処理量とか、汚泥の量とか、具体的な
設計値というのはどうなんですかという、これも田中委員のご指摘です。

最初のほうについては、日本の基準に対して厳しいというのは確かにちょっと語弊があるの
ですが、では具体的にどういうものかと申しますと、参考資料としておつけしたものの3ページ
に、3.日本とベトナムにおける環境基準の比較というものがございます。実際に、私がさっき
A基準、B基準と申したのもこれによっていまして、二つ基準があって、A基準というのがより
厳しい。B基準というのがある。これは日本の基準と比べても結構、項目によってはかなり日
本の基準を下回っているものもあるということで、大体のイメージをつかんでいただけると
はないかなと思っています。

ということと、二つ目のご指摘点は、具体的な設計については、これはちょっとまだ確定で
きておりません。実際にこの調査が終わって、今度は事業として具体的に事業内容を固めて、
ファイナンスまでつけまじょうかと。そのときに、当然ファイナンスをつける前に事業の詳細
を詰める必要があり、そのときにはある程度入居する工業団地の方の面々も見ながらこの概略
設計というのも行いますので、これはその後のステージで決定していく。そういうことでご理

解いただければと思っています。

次に4ページが、重金属の処理等に関することをごさいます、ここはちょっといろいろご指摘をいただいているんですが、まず上からいきますと、早瀬先生からご指摘をいただいた、廃棄物の処理というのは業者に委託すると先ほども出てきましたが、それを業者が適切に処理するというのもモニタリングの項目にすべきですねということ。あと、田中委員からも似たようなご指摘をいただいていると理解しております。

あとは、高橋委員からのご指摘で、廃棄物の一定期間保管とあるのですけれども、それはどういう計画なんですか、保管すること自体が影響を生じないんですかということ。この辺をちょっとまとめていきますと、まず廃棄物については、右に書いていますとおり、まず工業団地内で一定程度保管した後で、先ほど出てきた委託企業に引き渡して処理をしてもらうということで、この事業自体できちんと保管し、その後委託企業によって処理が行われる。そこまで一通りきちんとされるということをもって一応このスコーピングの中でB評価としているということですが、ご指摘のとおり点もありまして、その委託企業がちゃんとやっているかということも具体的にどうやってモニタリングするかというのは、また事業の中で検討しないといけないんですけれども、モニタリングするすべというのをある程度、ここにも抜き打ちでやるとか、案を書いてありますが、その辺はちょっと固めていきたいということで考えておりますし、場合によってはビジネスマターでもあるので、委託企業をほかにできる人に差しかえるとか、そういったことも考えていきたい。したがって、これは基本のご指摘のとおりやっていかないといけないのかなと考えています。

あと、4ページの真ん中より下ぐらいなんですが、まずモニタリングに関する提案については、具体的に示した上で、汚染した場合はどうするのかというルールを明確にしてくださいという二宮委員からのご指摘。あと、排水のモニタリングは、具体的に書いてくださいと。あと、処理水の再利用、中水利用についても盛り込んでくださいという田中委員からのご指摘。あと石田委員からも似たようなご指摘をいただいているのと、水質がBというのは、具体的に何を懸念されているんですかというところ。さらにもう一つ、入居の際にもものすごく負荷の予想されるメッキ工場とかは排除可能と言っているんですけれども、それは本当にできるんですかという高橋委員からのご指摘です。

この辺なんですが、これは先ほど冒頭ご説明したところと結構かぶることではありますが、繰り返しになりますが、もう一度ご説明しますと、まず工業団地に入っている各工場にある程度、先ほどのB基準ぐらいまでは水質処理をしてもらった上で、今回のユーティリティ事業で

は、その水を集めて、さらに厳しいA基準に処理しますと。したがって、工場からもらう水のクオリティー、この事業が川に流す水のクオリティーというのはそれぞれ厳しくモニタリングをしますということ。あと、本当に負荷のかかる工場は排除できるんですかというのも、工業団地に入居するかどうかというのは工業団地の家主さんが権限を持っているわけなんです、この事業をやるときに実際に工業団地とも当然綿密に、まさにそこはネゴというか、調整をしないと行けなくて、そういったこのユーティリティ事業で処理し切れないような工場というのはちょっと入れないようにしましょうというのとは、そこはちゃんとそれが担保できるような仕組み、契約とか、ネゴとか、そういうことはする。それが一つの条件だろうとは考えております。

○高橋主査 よろしいですか。この点について、各委員、いかがでしょうか。

○田中委員 では私のほうから。4番のところですが、B基準とA基準というのはどういう使い分けをされているんですか。

○秋月氏 主に産業用と生活用に分けて使っているようですが、今回の場合は、手前のほうの工場はB基準、それから集中処理からあとはA基準ということで、より基準の厳しいほうで最後は出すということにしておりますので、この事業ではそういう基準として使っているということで、一般には生活系と産業系で分けています。

○田中委員 生活系がどちらなんですか、これは。

○秋月氏 生活系のほうが厳しいです。

○田中委員 生活系がA基準なんですか。

○秋月氏 はい。

○田中委員 今回の工業団地には生活系の厳しいA基準のほうを最終放流基準にするということですね。

○秋月氏 はい、そうです。

○田中委員 そうですか。何か随分厳しい、日本の基準の10分の1ぐらいの数値のところもありますものね、10分の1とか、20分の1とか。

○岡山委員 すみません、一つ質問なんですか、ちょっと後のほうになるまで黙っていたと思っていましたけれども、日本の基準というのはどの基準ですかというのを私は8のところまで質問させていただいているんですけれども、そもそもこれはまず水濁法の内容ですよ、多分。ですけれども、日本において工場が排水をする場合には、その市町村の下水道法に準拠するんだと思うんです。そこに、この場合は言うなれば下水放流する場合の基準だと思うんで

す。例えば下水道法であれば、39品目に対してこの基準を満たしたものをそこに入れてもいいですということになるわけで、河川放流の場合はたしかまた別途の基準になるはずなんです。ちょっとごめんなさい、うろ覚えであれなんですけれども、最終的には首長さんの許可ということになるんですが。なので、ここ自体が日本がいかにも高いように見えるんですけれども、これは多分下水道放流するときの事前の基準なのではないんですか。ちょっとわかりません、ごめんなさい。

○秋月氏 今回の事業ではこれはあくまで参考で載せているので、日本の基準は今回の事業とは全く関係ありません。

○小野氏 この数字のご質問をいただいているんです。この数字は、多分環境省の一律排水基準は、多分今先生のおっしゃる話だと、下水に対する基準であって、河川に出すときの数字ではないですと。

○田中委員 有機性汚濁のBODとかCODは随分高いと思いますよ、下水道では。

○岡山委員 でも、これは国内処理するならわかるんです。

○田中委員 今、岡山委員がおっしゃられたように、多分都道府県レベルで、もうちょっと厳しい上乘せ基準をしているはずですよ。

○高橋主査 ほかにはいかがでしょうか。

○田中委員 そうすると、ロンアン省の提示の条件というのは、最初、日本の基準に照らして云々ということでしたけれども、そもそものロンアン省の提示基準は違うということですか。

○川端企画役 日本のというのがちょっと誤解を招いたんでしょうけれども、あくまでもベトナムの基準を使いますという、当たり前なんですけれども、ということでご理解いただければと思います。

○田中委員 そうですね。なるほど。

それからもう一つ、そのユーティリティの排水量とか、排水基準とか、設定上の排水基準はA基準にするという話でしたけれども、こういうものは、ユーティリティの事業性を考えると、当然そういうことは考えるのではないんですか。事業性を考えるわけですよ。お金が幾らかかるとかというのをたしか計算していますよね。そうしたときに、施設規模というのは当然想定しているのではないですかというのが私の質問の意味なんですけど、であれば、それを明記すべきではないでしょうか。

○杉山 積み上げ式でコストを積算したのではないんですかという……。

○田中委員 いやいや。何かお金を計算していますね、どこかで。私も十分読んでいないんだ

けれども。

○杉山 お金というのはコストですか。

○田中委員 ええ、コストです。そうすると、コストを計算すれば、そのコストのもととなる、どういうデータを前提にしたのですかということです。その場合には、排水量であったり、例えば汚泥量であったりというのは出てくるのではないのでしょうか。

○小野氏 ちょっとこの計算の説明をしますと、想定モデルとして、現存の先ほど申し上げたロテコ社のデータ。そのデータというのは、もちろん工業団地のサイズが違いますので、排水量がこちらのユーティリティだと日量9,000で、ロテコさんの場合はちょっと違うんですけども、ロテコさんのは仮に6,000出るとしたら、6,000のうちにその残渣としてどういうのが入るかとか、重金属の処理がどのくらい入るかということで、その処理費用にかかっているコストを原単位として、これを9,000に置きかえて計算はしています。

○川端企画役 その意味では、今回の計算値というのは、あくまでも類似の例から引っ張ってきた、その類似の例と同じであろうということで計算した仮の数値なんです。したがって、先ほどのご指摘にもあったんですけども、結局、本当にこれを事業化するということが金額とかを見積もるときには、実際に入居する企業の面子と、そこから出る排水をA基準にするための、確かにそれに応じてどういったものを入れないか、そういったものを実は再計算しないといけないということになります。

○田中委員 事業性を検討するというのそういうことではないかと思うんですけども、そうでもないんですか。

○川端企画役 ご指摘のとおりです。ただ、今回、今の時点ではそこまで計算することはちょっと不可能なので、仮の計算としてこういった前提を使わせてもらっているということです。

○岡山委員 ちょっとこの図をもう一回見せてもらっていいですか。ここで、すみません、もう一回だけ確認させてください。この工業団地の中で、例えばここにまた三つ工場があるように見えるということでしたね。入居予定が56ページに何社かもあったんですけども、例えば一つがティッシュ製造であって、一つが染色であって、一つがエレベーターをつくらせましょうか。そういう工場が入りました。その右側に小さい四角が、そこです。そうすると、例えば仮にメッキ工場が入ったとしても、そこに重金属の処理施設を自前で普通は造って出すんです。それはほかの既存のところもみんなそうだと書かれて、実際そうだと思うんです。染色であっても同じで、多分重金属は出ます。それが今資料だとどうかはちょっとわからないんですけども、硫酸とかを使えばいろいろ出ます。それは、各工場ですべてB基準に照らし合わせ

て落として、それは自前で処理をして、それをこの右側の集中処理のところでもう一回やるんだということですね。ですので、その部分がすべてをそのまま受け入れられる処理能力を持つわけではないので、逆にその基準に合わせるために工場の建設費が多分上がるんだと思うんです、それぞれの。そういうことですよ。イニシャルコストが上がる。

○伊藤氏　そういうことです。サッポロビールの場合は、自分で大きな処理装置をつくられています。それから、組み立ての場合はゼロです。必要ない。そういう違いはありますので、工業団地をやるときは、大体3,000立米から少しずつ大きくしていく。ロテコの場合も最初は3,000で、韓国の染色会社が入ったので9,000ぐらいに、普通の工業団地よりも大きな処理設備をつくった。実際にはそういう事業性の計算はやっております。

○岡山委員　もしもその基準をほかのところよりも厳しくするという場合には、当然ながらその各工場がその分の環境配慮のためのお金を投じなくてはいけなくなってくるので、入居に対してコストが上がりますということですね。

○川端企画役　すみません、フォローをありがとうございます。

○伊藤氏　ただ、韓国の会社も時々ちょっとインチキをやりますので、我々がそれをとめるということを実際にはやって、我々の環境配慮型の集中廃水処理装置に負荷が来ないように、営業上はそういうスタッフを用意して、毎日モニタリングをやってチェックしているということです。

○岡山委員　今何社が来て、全体で何トン使うかわからないですけども、実際の場合は多分マックスの量に応じてそのイニシャルフィーが決まるのかなと思うんです。

○田中委員　今の話でいくと、そのユーティリティの廃水処理装置の規模が、例えば日量5,000トン処理規模のものをつくるか、あるいは3,000トン規模のものをつくるか、それはユーティリティ会社が事業計画を作る段階で考えるわけですね。そうすると、その3,000トン規模であれば、活性汚泥法とか凝集沈殿とかいろいろあるんでしょうけれども、流入水質というのは一応B基準という想定がされていますので、B基準で入ってきたものをA基準で放流するというので、AとBの差だけを取りますと。そういう意味で施設上の設計は可能ではないでしょうかと私は思い込んだわけです。当然、事業性を考えて、米ドルでいけばこれだけだとかという計算が出ていますので、であれば、基本的にまず言えば、事業の前提として、処理量がどのぐらいをまず見込んでいるんですか。その上で汚泥、特に汚水処理に伴って廃棄物が出てくるでしょうから、その分はどれだけ出てくるのですかというのが質問なんです。

○小野氏　まず処理量については、前提は日量6,000立方メートルの廃水処理を想定しています。

○田中委員 そういう処理量が、ここに答えが出てくるのではないかと聞いて聞いたわけです。そうしたら、それはこれから詳細検討していくということですから、であれば、他方で幾らコストがかかるか、あるいは収入がどのぐらいになるかということも計算していますね。

○小野氏 はい。

○田中委員 そうすると、それではうまくつじつまが合わないのではないですかということでも聞いて聞きました。つじつまというのは、例えば片方で収入項目が幾らで、ユーティリティ会社には幾ら入りますと。お金の支出はどのぐらい計上していますというデータが書いてある、ここへ。私はしっかり読んではいないけれども、財務分析しているわけですね。

○小野氏 これは、ですから収入は6,000立方米、1リットル当たりの処理料を収入として見込んで、それにかかる費用というのは、先ほど回答させていただきましたけれども、その想定を置いてやります。ではその想定の中身は幾らですかというのが多分ご質問だと思うんですけども、それはロテコさんの実際例をベースにしていまして、ちょっと今数字が手元にないので特定はできませんけれども、これは確認、前提は当然ございます。

○高橋主査 ということは、田中委員のご質問のとおり、今回の本日の回答では、事業化のときにやるので、今はないんだ、やらないんだというご回答ですが、そうではなくて、一応想定しているものはあるということですね。

○小野氏 その前提は置いています。ただ、それはファクトではないですと。

○高橋主査 だから、その前提を教えてくださいというのが田中委員のご質問でしょうから、それを後日でも結構ですからお示しいただくということで、よろしいですか。

○田中委員 わかりました。ありがとうございました。すみません、フォローしていただきました。

○川端企画役 この調査では、残念ながらというか、ここまで、要はロテコさんのものを置いてきて計算しているという、そこまでなんです。逆にいうと、今ご指摘いただいたように、では本当にスペックが決まって、その量に従って……。

○伊藤氏 それは、相手と合弁契約書をつくりながら、一方でもっと詳細な詰めをやりませんか。

○川端企画役 ということですね。したがって、詳細な詰めをやった後のものと必ずしもイコールではないという……。

伊藤氏 もちろんそういうことになります。

○高橋主査 それは、少なくとも今のこの前提でいろいろ想定している、これからEIAとか、

スコーピングとか、いろいろ進めるわけですから、その前提となるものはあるということでしょうから、ですから、それをお示しいただければ。

○川端企画役 わかりました。

○高橋主査 そういうことで、細かい数では後ほどで結構ですから、お願いします。

ほかにはいかがですか。二宮委員。

○二宮委員 今、もう7番のほうにいつてしまっていていいんですね。

○高橋主査 はい。

○二宮委員 では、モニタリングのルールのところですが、もし汚染等が確認されたときにどう対応するかということについては、回答のところにも余り明確な記述がなかったように見えました。その報告書もとの資料の8ページのところにも書いてあるのですが、既存の工業団地では排水の7割が処理されることなく周辺の川に流出しているということで、参考資料の3に基準の比較表が示されてありましたが、現実には、基準という以前に、そういうルールを守るといって形ができていないということですよ。そうすると、このユーティリティ事業を入れて、きちんとそれが機能する仕組みというのを、やはりいろいろな不確実な要素を想定して準備をしておかないといけないと思うんです。それで電力等の供給などを遮断するということが先ほどの議論ではできるのではないかということでしたけれども、そういうことできちんとルールにのっとった運用が担保できるのかどうかというのが非常に不安だったものですから。例えば、電力を止めたことでその企業が損害を受けたということで訴訟が起きてきたりしないとも限らないので、責任の所在とか、それから実際に大きな事故のようなことが起きたときに、重金属が混ざってきて、それが外に出てしまったとか、そういうこと責任体制をどこかで考えておかないといけないのではないかということをお大変懸念しております。そこはやはりぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○川端企画役 これは先ほどご説明したところとかぶりますが、電力を止めるとか、そういったことをちゃんと担保できるように、工業団地の家主さん、ひいては入居者とできるだけ明確な契約なり、そういったもので縛っていくということかなとは思っています。

○二宮委員 最終的には、その排出者責任というのを明確に、前提として認識を共有していただけるのでしょうか。例えば今回の原発の問題でも、政府に責任があるのか、東電に責任があるのか様々な主張が飛び交って混在しています。必ずそういう話になるので、そういうところは事前にルールづけをしておく必要があるだろうと思います。

○伊藤氏 事業者の立場で申し上げますと、ベトナムの企業であろうが、一旦ちゃんと契約する

と、それはかなりちゃんと守る。ベトナム人というのはそういう気質です。私をもっと今心配しているのは、我々の工業団地に入ってこられるだけのリース料というか、それが私は今、これからDong Tam社と交渉して、ベトナムの企業でも入れるようなレベルのリース料、土地代とか、それにどれだけもうけられるかの心配をしている。むしろ契約に入りましたら、実際に我々のやっていることは決して珍しいことではなくて、今の外資系の工業団地は十数カ所ありますけれども、それはほとんど全部きちんとやっているわけですから、その中にもベトナムの企業がいっぱい入っているわけですから、別にこれから全く新しいことをやろうというわけではないので、それは、その契約、法律関係については全く心配していません。むしろ、どうやってひどいことをやっている企業を我々の工業団地の中へ入れ込むかというほうを心配しております。

○川端企画役 それプラス、今ご指摘いただいたとおり、工業団地の中における責任の所在、それをこのユーティリティ事業バーサス家主さんとの契約で明確にするといった手当ては私は必要だと思えます。

○伊藤氏 もう一つちょっとつけ加えさせていただくと、今ヨーロッパのバイヤーが各ベトナムのルイヴィトンとか、そういう皮なめしとか、そういう人たちが来て、契約をすべて今キャンセルするんです。ひどい状況を見ると、皆キャンセルする。ベトナムの企業で今非常に困っている企業がどんどん増えているというのが現実にありますので、ある面では私は楽観しているんです。できるだけコストを安くする工業団地をどう作るというのは、これからの工夫だと思います。

○田中委員 よろしいですか。私の産業廃棄物の処理の問題でお答えをいただいているのですが、お答えの趣旨は、ライセンスを持った企業に委託を行う。それから、その省が企業に対する監督、定期検査などを行ってもらうので、一定の処理状況の担保はされるという趣旨の話です。この回答は。私はもう少しそのところを強く求めて、つまりユーティリティ会社がちゃんとした処理業者の技術あるいは最終処分の方法についてもちゃんと確認をしてくださいと。それから、自分のところから出た排出物が処理されているかどうかということを定期的に確認する仕組みあるいは体制を盛り込んだらどうでしょうかという提案をしているわけです。どうもお答えはそうではなくて、それは省に監督責任があるので、省に任せるから、省の定期検査とか抜き打ち検査の厳格化によって対処しますというお答えなんです。繰り返しますが、私が助言しているような仕組みというのは、これは無理だということですか。

○秋月氏 いや、それは事業主がやらざるを得ないというか、責任がありますので、特に外資

系の会社の場合は厳しく言われますから、その選定とか、実際に処理されているかというのは、当然我々管理会社、運営事業会社が責任を持ってやるということになるということです。もう一つは、実はそういう固形の廃棄物処理をしている会社から、日本の中小企業が持っているそういう技術を持ってきて紹介してくれ、そういうところが投資をしてくれという話も実際にありますので、これとは別に商売上で我々は今そっちの話もしていますので、行く行くは固形の廃棄物処理も我々の手でやれるという形はできると。

○田中委員 やらざるを得ないというのは、ベトナムの現地の法律体系でそういうことが排出者に求められているという意味ですか。

○秋月氏 そういことです。今やっているのはドンナイ省だけですけども、彼らの手に負えなくなってしまった。省の管理ができない。したがって、その責任といいますか、それを管理会社に押しつけている。「おまえが全部一括分別もして、ドンナイ省の指定するちゃんとした固形物廃棄処理会社に出せということを今言われていますので、責任は全部管理会社に今ある。恐らくロンアン省も同じパターンでやるということを想定しています。

○田中委員 しつこく確認しますと、つまり契約をきちんとした会社にするということなんですが、実はその会社はその契約に従って守っている状況も排出者の側が継続的に確認することが求められているわけです。

○秋月氏 それが義務になりますから。ことしの1月以前は、各テナント企業がそういったところとちゃんと適切な業者を選んで処理をしなさいという制度だったんですけども、ことしの1月から、それを管理会社が一括してちゃんと責任を持って、適切な業者が処理をして、その処理の状況も確認しなさいということになっていますので、今回我々が提案しているユーティリティ運営事業会社もその流れに沿って、各テナントからの、例えば重金属とか、そういう廃棄物については、こちらで管理をして、適切なところに渡し、またその政令に従って、その頻度とかレギュレーションの詳細は決まっていますが、確認義務はあるということになっています。

○田中委員 なるほど、わかりました。

○岡山委員 逆に質問です。不安なんですけれども、今のこの資料をずっと読んだときに、廃棄物のことが全然書かれていない。それは結局のところ、どのような業種のどんな工場がどのくらいの規模で入るのか全くわかっていないので、どんな廃棄物が出るかもわかりません。なので、現時点では産廃処理業者だけとりあえず選定しましたと。見れば、これは最終処分ですよね。しかも管理型かなと見えるんですけども、本来的には、例えば中間処理が何らかの

形で当然必要になるでしょうし、そういう形の産廃処理業者というものがきちんとユーティリティ会社の中に入っているべきだと思うんです。本来であればですけども。

○小野氏 ベトナムにはまだ存在しなくて、その辺がベトナムで初の、一貫して最終処分管理型の処分場まで持っていく初めての会社になるので、それを我々が訪問して、ここで恐らく出されるであろうという処理量を、全部で130haぐらいの土地がありますので、それは無限ではないですけども、少なくとも当面日本が支援したところから出されたものが有害な廃棄物も含めてきちんと処理はできるだろうという、多分これ以上の水準はない。実際にSONADEZI社にも行って確認したんですけども、「今までどうしていたんですか」「わかりません」と。多分闇から闇に葬られていて、ここが初めて、最後までしっかりと管理ができる会社だと説明を受けています。

○岡山委員 なるほど。なので、田中先生がおっしゃるマニフェストをしっかりとというのは、要は中間処理まで含めて、どういう施設が用意されていますかということがちょっと不安ですということ。

○小野氏 そうですね。SONADEZIの中間施設もあるんですけども、先ほど申し上げたとおり、それは処理場があって、そこはちょっと時間の関係で目視はしていませんけれども、そういう施設があって、処理のキャパシティは十分ですということは、面談で確認しています。

○岡山委員 恐らく、どんな企業が来ても、とりあえずは対応できるであろうと。

○小野氏 はい。ただ問題は、これはロンアン省ではなくてドンナイ省なので、今別途ロンアン省のほうもこういったものをその省の中でつくろうということで、準備は進めていると聞いています。

○岡山委員 本来、余り遠いところにあると、皆さん、その処理料がかかりますので要らなくなってしまうので、もし必要があれば、本当に近くに新規で設置するぐらいのことになるとは思うんです。

○田中委員 いいですか。だから、私のほうの助言として、マニフェスト制度などという項目をちょっと出したのですが、これは日本型の環境管理の方式を模したのは、ロンアン省の条件として遵守するというか、要するにそれに従って管理するんだということであれば、一つの例だと思っんです。だから、お答えのほうは余りそういうことが書いていなくて、私が読んだ範囲ではもっと、今聞いたほうがしっかりやっついそうな印象を持ったものだから、わかりました。では、そういうことも含めて管理をするということ。

○高橋主査 ほかにはいかがですか。

○石田委員 同じく7番の後半の部分の水質で、私の助言と質問が同じところに一緒にされていて、ちょうどよかったんですが、先ほど来話題になっていますスコーピング表の従後というものを私は供用中と読みかえたんです。普通は2枚目に書くと、供用中なんです。供用前と供用後というか、供用中なんです。だから、供用中と勝手に読みかえて、それでもB。これはちょっと大変ではないかと思ったわけです。せっかく皆さんが一生懸命やろうとしているのにもかかわらず、評価がまだBであると、ネガティブなインパクトが残るということで、この質問を書いたんです。だからこそ、だったら、ではこのシステム、ユーティリティ会社を入れるにもかかわらず、残る水質の問題とは何なのかと。例えば、何か特別の物質がどうしても出てくるとか、上澄みに失敗して、今の技術ではどうしても流れ出るものがあるとか、地下水に染み込んでしまうとか、河川に出るとか、そういうことを考えてしまったわけです。ですから、まず何が問題なのかを教えてください。それは実はいただいた報告書には全く記述がないんです。記述があるのは、スコーピングの根拠と論点の整理として、今後こういうことをしたいというプロセスは書いてあるんですけども、では何がBとして問題なのかということが全く書いていないんです。そういうことでは根拠と評価の連動性がよくわからないということなので、実際何が問題になってくるのかということと、それに対する対策としては、恐らくここに書かれているような定期的にモニタリングをするといったことのように思うんです。もしそれ以上のことを何か具体的に問題に対してお考えであれば、それもちょっと教えてください、それはぜひ書いていただきたいので、もう助言としては残すつもりでいますけれども、この場でちょっと教えてください。

○川端企画役 ここでBとしたのは、確かにちょっと誤解を招くかもしれないですけども、このユーティリティ事業を入れることによって、ユーティリティ事業が正常に行われればDだと思っているんですけども、ユーティリティ事業がうまく働かないときに、それは当然即排水の水質の劣化につながるもので、そういうリスクもあるので、そういうリスクも込みでBということにしてあります。

○石田委員 だったら、それはそれで理解できます。ではそれはどういうリスクなのかを具体的に教えてください。

○秋月氏 先ほどの例えばモニター機器の故障で、本来D基準で出ていないものが集中処理に入ってきて、さらに集中処理のところのモニターの何らかの異常で、A基準で出なければいけないものがA基準で出なかったといった事象。ですから、あくまで想定されるコントロールな、そういう状況でBという評価をしているので、正常な状態であればBと考えていますが、

機器の故障とか何らかの異常があつて、そういうときにいろいろな回避措置でも食い止められなかった場合には、あくまで限定的に負の影響が出ますという意味でのBです。ですから、Cではありません。

○小野氏 例えばさっきの重金属の流出といつても、もしそれが検知されたら、すぐ強制的にそれを出した工場を止めますけれども、検知するということはその瞬間に流れるわけですから、100%、ではそこまで過剰に絶対出さないような仕組みを入れるかといったらノーなので、ここは、確率は低いと信じていますけれども、予想されるという意味で、先ほど秋月が事故と故障と言いましたけれども、それと並ぶレベルでBと出ております。

○石田委員 わかりました。そういうことであれば、第一段階としてはそういうことはないだろうという想定のもとにやるわけですし、でも、かつ物事には万全がないので、起こり得る考え方として今おっしゃった事例があると。だったら、ぜひそれを書いていただければなと思います。おっしゃられることはよくわかりました。ありがとうございました。

○高橋主査 ほかによろしいですか。

それでは次に移りたいと思います。5ページと、それから6ページですね。その辺、お願いできますか。

○川端企画役 5ページのこの工業団地の特性の件ですが、まずロンアン省が提示している3条件とは何ですかという話と、これもまたちょっと日本の環境基準というのが出てきているんですけども、それは何ですかという話。あと、質問の三つ目として、責任の所在の話は先ほどちょっとご指摘もあつたんですが、「原因となった工場がすべての責任をとり、本事業はそのリスクを一切負わない」というのがもともと書いてあつたのですが、仮にそういう契約を結んだとしても、それは法制度上有効なのですかというご指摘です。あとは、日本の環境基準というのは具体的にどういう制度なんですかという、先ほど岡山委員からいただいたご指摘です。

この辺は、まず三つの条件のうち、右の回答のほうに移っていますが、「日本の環境基準での運用」というのが、すみません、必ずしも適切な表現ではないので、「日本での環境管理方式による運用」ということで、それは具体的には、先ほどの工場からもらう水はBで、この事業で流すものはAにしますということであるとご理解ください。

あと、先ほどの責任の所在の話なんですけれども、これもちょっと先ほどもうお話にも出てきました繰り返しですが、ここに「現地法律事務所等に確認を行い」とも書いていますが、実際、まずは契約の話だと思いますので、その契約の話をして、工業団地とユーティリティ会社の責任の所在というのを契約ではっきりさせる。それが法的に有効なものかどうかというのは、

当然その事業をやる前にその契約の内容とあわせてしっかり詰めて、責任の所在を明確化するという、これはこの事業において不可欠なことだと考えております。

あと、下の9番に、規制指定産業17種の具体的なものというのは何ですかということで、規制物質の量というのはい個別に設定されていないそうですが、ただ、少なくとも17業種はさっきのA基準を満たせということになっていると伺っております。

6ページの11番です。水循環システムとは何ですかと。先ほど中水の利用はというご質問もありましたが、これは、散水をするか、ちょっとそういったことも検討しています。具体的には、また事業の中で検討すべきことだと思っています。

その次の質問で、下水処理の方法です。これも先ほど出た話と近いですか。工場内でまず処理をしてから、それに従って、当然いろいろな処理の方法があるということで、工場自体に適切な処理を義務づけないと、それこそB基準を満たすことすら厳しいのではないかとということです。それは全くご指摘のとおりなので、まずはB基準を満たせるように、各工場に義務づけるというのが前提です。これはご指摘のとおりです。

○高橋主査 今のところで何かご質問等ございますか。よろしいですか。どうぞ。

○谷本委員 確認させてください。今説明のあった9番です。岡山委員の質問ですけれども、すべてA基準を満たすことが求められているというのは、集中処理をして、二次処理をしてからですね。17業種は、先ほどのこちらのほうの表をいただいた説明資料3ページ、これだと、Bでいいんですね。

○伊藤氏 そうです。おっしゃるとおりです。

○谷本委員 そうすると、今9に書かれている17業種については、すみません、幹事さんに質問ですけれども、これはBですね。

○伊藤氏 Bです。すみません。最終的にはAですけれども。

○谷本委員 よかった。私はあれっと思って。

○杉山 我々の事業では最終的にAで出すという意味でAなのか。それとも、法律として、こういう工場はすべてA……。

○谷本委員 法律上はすべてBだけれども……。

○杉山 指定された17業種も最終的にはAで出せという法律なのか。

○伊藤氏 17業種は最終的にはAで出さなければいけない。

○杉山 そうしたら、Aでいいのではないですか。

○伊藤氏 法律上Aと求められているのだったら、ここの回答というのはAです。

○谷本委員 この表現をどのようにしたらいいんでしょうかね。

○伊藤氏 我々の事業ではBを出してくれればいいと言っているだけで。

○岡山委員 そもそもそれが全く守られていなくて、基準も無いからこんなことになりましたと随分たくさん書かれていたようにも思ったので、これはむしろ新しいチャレンジなのかしらというぐらいに思っていたんですけれども。

○伊藤氏 Aです。Aで正しいですね。例えば、工業団地に入らないパルプ産業というのは、もうほとんど独自の工場をつくって、それで川に流すことをやっていますけれども、全部Aで指定されていますので。ところが、実際には守られていない。今パルプ産業協会と環境省の間でかなり侃々諤々議論していますけれども、世界的にも、カナダのメーカー、日本のメーカーもそうですけれども、こんな基準では現実的には守れないというのが今の運営基準で、ある工場が出せというなら守れないという話は今やっています。

○川端企画役 少なくとも規制上はAだと。

○伊藤氏 規制上はAだと、ルール上はAです。

○田中委員 先ほどご説明いただいたときに、Aは生活用排水で、Bが産業用排水の基準だというご説明をいただきましたね。これは、17業種というのは産業の業種のことを言っているんでしょう。一般論として、これを岡山委員が聞かれたのは、指定産業17種とその排水における規制物質とその量というのは、一般論なのか、この具体的な事業のことなのかでちょっと違うと思います。一般論であるとすれば、これはB基準なのではないですか。この事業について言えば、区域内ではB基準でまず出して、それを集中処理して、最終放流がA基準だというのが正しい表現なのではないですか。

○秋月氏 それはおっしゃるとおりです。

○田中委員 そのように書かないと、確かにこれは誤解を招くのではないですか。

○川端企画役 失礼しました。

○高橋主査 今のよろしいですか。

○谷本委員 いいんですね、それで。

○田中委員 そういうことですね。分からなくなってしまったんですが。

○谷本委員 混乱しました、私も。

○岡山委員 すみません。厳しくて、それでは受け入れられないというのもちよっとひっかかって、それは、日本の企業であってもこのA基準まで持っていくことができないから化学工場の立地ができないという意味ですか。ではなくて、逆に基準が甘過ぎるという意味ですか。

○伊藤氏 パルプ工場の件ですか。

○岡山委員 いや、先ほど何度か出てきた言葉で、このような基準では守れないということで実際には工場が立地できないという事例が多々あるという、その守れないというのがよくわからないんですが。

○伊藤氏 一応、ベトナムの企業は、世界一厳しい環境基準の数字だと。それを環境省が押しつけていると。守れない基準をなぜ押しつけているかという、変な話ですけども、みんな金で処理している。いわゆるお金をもらって、実際にはかる装置も、本当にちゃんとした装置があるのかというのも議論になっています。それで、こういうのを非常にあいまいな状態に置いているのは、全部お金で処理すると。

○川端企画役 要するに、これを本当に守ろうと思ったらそれなりにコストがかかるので、コストが出せる会社さんはなかなかそんなに多くない。したがって、守れない会社さんはどうするかというと、やみに逃げてしまいますと。そのやみに逃げるというのは具体的には賄賂ということで、賄賂のほうが安く済むという現実があるということです。

○杉山 罰金を払うという運用があるということでしょうか。罰金を払っているんですか。

○伊藤氏 それは一応ペナルティー、今ロンアン省は取り出しています。お金を取っていますから。

川端企画役 お金、罰金のほうが安いと。

○伊藤氏 罰金です。罰金を払い続けても大変なので、助けてくださいという、今我々にもそういう話が来ています。

○川端企画役 賄賂を払っている、あるいは罰金を払っている。そういう現実があるということですね。

○岡山委員 それは、でも、これだけの基準を満たすための施設をつくるよりは、はっきり言えば安いということですね。

○小野氏 理解のためにちょっとご説明させていただくと、製紙業界の会社さんからお話を聞くと、日本の場合は若干ちょっと特例で、海に放流することを前提に何か基準が緩いとかという話があるそうなんですけれども、それはちょっと知りません。聞いた話ですけども、こちらでの我々の、今、伊藤さんが申し上げた背景は、そういう基準を満たそうとすると、これは調査団に水処理の専門会社もいますので、どうなんですかと。かなり幾つかのプロセスを入れていかないといけないので、それは相当コスト高になります。だから、企業としてのベトナム製でつくるということは、当然安いから外資系企業もつくりたいわけで、そういうコスト競争

力を失ってしまうので、それは正式な回答というか、あれではないんでしょうけれども、そこを何とか基準をもう少し緩めて、なるべくコストセービングができるようなところでやってもらえないかという意見は我々は聞いています。だからといって、それが報告書の何かに影響しているということではございません。その企業側の事情を多分ご説明したと理解いただければいいと思うんですけれども。

○高橋主査 その辺は実態ということで、よろしゅうございますか。

ほかに何かこの5ページ、6ページの関係でありますか。

では次に移って、7ページ、そして8ページですね。12から14まで、お願いします。

○川端企画役 7ページの12番ですが、この工業団地の家主さんとの連携というのは具体的にどうしますかという話です。これはご指摘のとおりでして、ここには余り具体的に回答ということは書けていないんですけれども、実際には、例えば家主さんとの契約で縛るといったことを、先ほど来出ている責任分担のご指摘とこれは密接に絡んでくるんですが、その事業をやる上できちんとかめないといけないんだろうという問題認識です。

その下は、本事業はモデル事例として成功したら、他に広げていくための仕組みというのを考えたほうがいいのではないですかと。あと、自立的に発展していくためにはどうすればいいですかというご指摘もいただいている、ありがとうございますと言いつつ、もともと想定していた廃水処理だけを集めて事業にしますというのをちょっと今回一旦棚上げにしているので、そこはちょっと恐縮なところでもあるのですが、ただそこは確かにユーティリティに特化するにせよ、いずれにしても民間の一事業だけだとなかなか難しいところですので、当該省あるいはベトナムの中央政府に、民間企業側にそういったインセンティブを持たせられるような厳しい基準とか、それを推進するための枠組みというのを入れてもらうように、我々としても働きかけていかないといけないんだろうなということで、なかなか難しいんですが、JICA自身に対する叱咤激励であるとは受けとめております。

あと、世銀プロジェクトの中の水の供給ですか、そのモニタリング、トレーニング等というのはこちらの事業でどのように考慮しますかということなんですが、我々の事業は、これはだからユーティリティの事業もそうですし、水の供給と両方にかかるんでしょうけれども、そのモニタリングとか人材育成といったことは、当然、民間事業であっても、そういったことをちゃんとやっていかないと事業として持続可能ではなくなるので、そこは同じような仕組みを導入するように検討していきたいということです。

次に8ページにあって、14番は、既存の工業団地が停止した理由というのはなんですかとい

うご指摘です。これは、当初想定していた環境上のものというよりは、経営面・管理面がうまくいかないために停止したというのが主なもののようです。網羅的な情報は確認できなかったということもあって、本筋ともちょっと違うような実態のようなので、報告書からは削らせていただいているということです。

○高橋主査 今のご説明、7ページ、8ページについて、ご質問等はいかがでしょう。どうぞ。

○松下委員 説明としては理解いたしました。私のほうでモデル事例としてほしいと書いた趣旨は、せっかくJICAがかかわるわけですから、モデル性あるいは先進性を出して、それが他の市域に普及していくということがないと、一つの事業だけで終わってしまうのは大変もったいないという趣旨で書きました。それから、キャパシティビルディングとか、情報公開とか、トレーニングといったことをきちんとやるのが、こういった事業に関与するという意味であると思いますので、そういった趣旨を今後も留意していただきたいと思います。

○高橋主査 他にはいかがですか。

○石田委員 私からは、かなり同じようなことを質問と助言で書いていますが、まず質問のほうとしては、高度な廃水処理施設およびPPPで民間でやるにしても、私たちは国際開発とか開発援助という枠組みでやっているわけですので、そういう意味で、先ほどおっしゃっていただきましたが、どうしてもガイドラインの中には明確には書かれていませんけれども、相手国の持続性、自立発展性、アプロプライ・テクノロジーというのは欠かせないんです。ここは原子力発電でも何でもありませんけれども、高度になればなるほどそれは気になるものですから、どこかに一文、今の段階でわかる方策とか、考えている方針のようなものを、相手と相談中というので構わないんですけれども、そういうことをどこかにお書き願えないかなとこの場で改めて思いました。ご説明はよく理解いたしました。ありがとうございます。

○川端企画役 そこは、ちょっと調査としては時間が限られているんですけれども、検討しましょうということです。

○石田委員 後の調査でもこの調査をまたリファアすることになりますので、そこで後に続く人たちが使えると思うんです。こういう方針でやらなければいけないんだとか、そういう意味で、記述を、証拠を残していただきたいという思いです。

○川端企画役 全く同感です。

○石田委員 ありがとうございます。

○早瀬委員 ちょっと確認したいんですけれども、最初お聞きしていたころには、先進的な技術だとか高度なという話をお聞きしていたように思うんですけれども、実態をだんだんお聞き

していると、非常に処理の難しい重金属だとか、あるいは染色の排水だとか、そういう部分については、工場のほうに基本的に難しい部分は処理させて、それでこの事業でやる部分はあとの生物処理程度ですといった話だったように思うんです。そうなってきたときに、日本の先進的なというか、日本の技術で今後ベトナムで引き継いで活躍してこうとしたときに一体何があるのかということにもなってくるんですけども、そこは私も途上国でいろいろなところを見ているんですけども、やっぱり運営の部分というんですか、技術そのものよりも、それを運営していくシステムとか、きちんとやっていくコンプライアンスの精神とか、そういったものなのかなと思って私はこれを見ているんですけども、これはそういう理解でよろしいのでしょうか。

○川端企画役 ありがとうございます。まさしくそういうことですし、そういう意味では、運営も含めて、マインドというんですか、コンプライアンスの精神ですか、そういうところも含めて持続的にやっていかないといけないということで、そこはご指摘をありがとうございますということかと思えます。

○小野氏 まさに今ご指摘いただいたところが我々の事業の趣旨です。先進技術というのは、ひょっとしたらちょっと誤解して伝わっているようだったら訂正させていただきたいんですけども、ユーティリティ運営会社が持つプロセス自体はそんなに先進的な技術ではなくて、我々が先進的だと言っているのは、そのユーティリティ会社には、先ほどちょっと申し上げましたけれども、日本の水処理技術のメーカーさんとかエンジニアリング会社とか、そういったのが資本参加しますから、まさにテナントである染色工場とかメッキ工場に対して運営会社がいろいろなアドバイスというのできるということで、全体としてしっかりと環境適応するというのがこの事業の趣旨ですので、いたずらに、今、石田先生ですか、言っていたように、高額な機器を入れるとか、そういうことでは全然ありません。

○岡山委員 8ページの私のちょっと長いのは、実は助言ではなくて、ペーパーに書いたときには助言の前のそもそも論だったので、すみません、ちょっと心配事なだけなんですけれども、それも含めて、何度も言っているんですが、そういうことの安さで結局途上国にみんな流れて、逆にこれだけのことをやると言われたら、日本でも立地できるんだと思うんです。それを立地しないでベトナムに流れるのは、結局、簡単に言えば安く公害を垂れ流せるからだったわけです。なので、逆にこのくらいのことをベトナムでやって、私は、すみません、すごく遠い話なんですけれども、将来的には、では海外移転してしまった日本の企業がまた日本に戻ってくることを狙っているのかなぐらいに思ったんですけども、すみません。ここのところは単なる

心配事なので、ただ、石田先生もおっしゃったように、いきなりこのユーティリティ費用がこのくらい、実際のところコストでかかりますということを示すのはいいことだとは思いますが、それが負担できるかどうかというのはちょっと心配であるというのが1点、リース料とかユーティリティ利用料に多分はね返る話ですから。

それから、これは助言として逆に書こうと思って落としたことだったんですけども、とても簡単なことで言えるならば、工場に入るときに契約条件として、ISO14001の取得を義務づけてしまえば、ある意味でその条件はクリアできると思うんです。ただ、それを言ったら多分だれも来ないのかなと思って一応落としておいたんですけども、逆にこのくらいのことを言うのであれば、自分でイニシャルでちゃんとそろえなさいというのであれば、そこまで書いておいてもいいのかなという気がちょっとしてきたんですけども。

あとはもう一つ、54ページにあった入り損を防止するための方策がやはり必要だろうと思うんですけども、フリーライドは実際多そうですし。ですけども、これはそういう制度づくりというのは、ベトナム政府がつくる話ですから、ベトナムの政府に依存することを期待するのは危ういのかなという気もしました。

すみません、それだけです。

○川端企画役 おっしゃるとおりです。簡単ではないのですが、中央政府は難しくても、例えば州政府には言っていくとかということですかね。一事業であるがゆえに限界もあるんですが、とはいっても、そこを無視していると、この事業自体が危ういということもあるので。

○岡山委員 不可能ではないということが実証できたらいいかなと思うんです。

○高橋主査 他はいかがですか。よろしいですか。

それでは、9ページ、10ページ、次をお願いします。

○川端企画役 9ページは、工業用水供給事業です。最初に杉山が説明した②の事業になりますが、16番でご指摘いただいているのは、Dau Tieng湖から水を引っ張ってきますと、その水量不足とこれを解消するためのPhuoc Hoa湖からの導水について、位置関係を示してください。また、水を取ったら、住民への影響はないですかということ。あと、水利用というのに水利権とか、そういうところと問題は生じないんですかというご指摘です。

位置関係は、お配りした参考資料の4ページ目の図、これはちょっと見にくいんですが、これをちょっと説明してくれますか。

○杉山 左上の大き目の○のほうがDau Tieng湖で、そこから黒い矢印が右斜め下に延びていると思うんですが、それが世銀がつくっている用水路になります。そこから点線で点々と下に

おりてきている部分が、ADBがつくる導水管です。その下にDuc Hoaの浄水処理場をつくり、Duc Hoaの工業団地群があり、さらにこの地図の南のほうに今回ユーティリティ事業会社が入るThuan Dao工業団地があるという形で、このPhuoc Hoa湖というのは右上の○のところになります。

○川端企画役 ホーチミンの町というのは、このごちゃごちゃとあるところですか。

○杉山 そうですね。ホーチミンはそのデルタ地帯になります。

○高橋主査 流域変更をするんですね、流域を変えるんですね、導水路で。

○川端企画役 導水路から導水管を……。そういうことです。

○高橋主査 だから、Phuoc Hoa湖に入る水の水系から山を越えて持ってくるわけですね。

○川端企画役 Dau Tieng湖に持ってくる。そういうことです。

○高橋主査 量は問題ないんですねと、それから取水権とか、要するに水利用権のあれは問題ないですねというのが質問にありましたね。そういうことですね。

○川端企画役 まず水利権のほうからいくと、水利権は事業権を現時点で持っているPhu My Vinh社が持っております。そこが2万立米だそうですが、一定の水利権は確保しているということなんですが、ではPhuoc Hoa湖から引っ張ってきて問題ないかというところまで今回は確認しましたか。

○小野氏 これは世銀のプロジェクトの部分ですね。ですから、我々としては、世銀の担当者にお会いして、これは問題ないですということを世銀に確認して、世銀を疑うわけにはいかないので、それ以上のことは特に、これについては世銀に確認して、問題なく行われているということを調査団としては確認したという状況です。

○高橋主査 水利権の関係は問題ないかもしれませんが、導水することによって、ただでさえ水が少ないのが、幾らまたPhuoc Hoa湖から水を入れるとはいっても、水が少なくなっている影響が出るということはある得ないんですか。その部分は、仮に本事業ではないにしても、本事業による影響ということですから、当然この全体の事業の影響範囲としては含まれるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川端企画役 すみません、ちょっと長くなって。要すれば、この調査の対象の給水事業のある、なしにかかわらず、Phuoc Hoa湖からの導水というのも含めて世銀のほうで見ているということなので、この調査の事業によってその水量が劇的に変わるとか、それによって新たに生ずるとか、そういったことまでは、正直、ちょっと想定していないというところがございます。

○岡山委員 すみません。多分最初のほうにもやったのですけれども、この世銀のプロジェクト

トも結局ここと不可分な事業であることは多分間違いないので、ここの工業団地にもEIAがあるように、恐らくこの世銀プロジェクトでもEIAを行っていて、その報告書は出ているのではないのでしょうか。それが転記されていればいいのかなと思うんですけども。恐らくこれだけの取水量に対して、導水路はどのように掘って、自然流下するからこれだけしか云々みたいな感じの説明が多分あると思うんです。

○小野氏 そうですね。調査団としては、世銀の部分については入手はしていませんけれども、ADBの部分については公開されているので多分アクセスは可能だと思うんですが、ADBの部分についてはこれからの事業ということもあって、それは中身も認識しています。

○岡山委員 実際は、この報告書にも書いてあるように、前のときには何か洪水のことがちょっと懸念されていましたが、どちらかといえば濁水のほうが問題であると。であるならば、この下のホーチミン市に多分最終的におりることは、流量が変わらなければまあいいでしょうという発想だとは思いますが、このPhuoc Hoa湖のほうが小さく見えるので、実際に持ってきてしまって、そちらが干上がってしまうようなことにならないんですかというのが、ここでのちょっと言われている心配事です。

○伊藤氏 Dau Tieng湖は補完なんだよね。

○小野氏 あれはもともと上から来るんですか。

○伊藤氏 Dau Tieng湖はもともとあるんだけど、それでは足りないので、上から引っ張ってきて水道を出している。

○岡山委員 水は高いほうから低いほうへ落とすので、多分そういうルートなんだと思うんですけども。

○小野氏 ちょっとこの地図だと、Dau Tieng湖が何か水源かのように見えるんですが、これもある意味、中継ため池の機能で、これもさらに上のほうから水をこのDau Tieng湖に持ってきてためるという機能になっています。ですから、多分それでも足りないので横からも持ってくるというような構造に、実態を説明すると、そうなっています。

○岡山委員 では、こちら側の水系は水不足になったりはしないというアセスメントなんですね。Phuoc Hoaのほうですが。

○川端企画役 そうですね。少なくともこの調査で前提として置いているのは、そういった世銀・ADBの事業というのが今ご指摘いただいたようなところも含めてアセスした上でされているんだろうと、そういう前提に乗っているということです。

○伊藤氏 私が理解しているのは、この世銀のプロジェクトというのは14、15年前から始まっ

ていて、世銀も相当お金と時間を使っていて、それでまだ実際に配管・導管が使われていないということについて世銀はものすごく怒っているんです。

○岡山委員 もう掘って、できているのに使っていないんですね。

○伊藤氏 そう。それはもう相当前からやっているのに、何でやらないのか。それでアジ銀が一部もらって、ロンアン省でやりますということになったんです。だから、これは本当に、我々が浄水場をつくって、さらにきちんとサプライしないと、世銀・アジ銀はもう金を出さないとか、かなり厳しいことを言っていますので、これはもう我々としてもやらざるを得ないし、ロンアン省としてもやらざるを得ない。

○小野氏 ロンアン省は、ADBでこういう事業をやりますよと言われて、ロンアン省が、だからその先はロンアン省がやりなさいと言われて、自分たちの財源でできないので、我々の民間の力も入れながらやりたいというのがこのプロジェクトの形成プロセスですから。

○伊藤氏 その前に韓国が韓国のODAで今やっています。

○小野氏 そうですね。今もう既にやっていますね。

○岡山委員 浄水場をつくっていますね。わかりました。ありがとうございました。

○川端企画役 17番は、かなり関連する話なんですけど、水源地で漁業行為はあるのですか、またその利害関係の調節はどうなっているんですかというお話。あと、需要予測に供給が追いつかないのではないですかというご指摘です。

漁業行為のほうは、先ほどの話に出たADBの導水事業のEIAのほうで確認しております、こちらはADBのほうで確認と調整をしていただく。そのようにこの調査ではなっています。それを前提に乗っからせていただくということでございます。

供給不足のほうは、ご指摘のとおりなので、これは実際に供給不足が顕在化するために、追加的に水利権を確保して水量をふやしていくということは、ちょっと中期的な課題として存在すると思っております。

次に10ページの21番です。こちらが、住民協議と、あと下流への影響ということだと理解しておりますが、前回のスコーピング案のお話のときに出てきた下流への影響、あと海もしくは隣国への影響、そういったものの分析というのと、それに合わせた住民協議というのが必要ではないですかというご指摘、これが谷本先生と石田先生のご指摘だと理解しております。

これについては、実際、少なくとも今回の調査においては、この事業でもって相当程度排水のクオリティーをよくするというをまず前提として置いていますので、少なくとも海に出た後、そこから先、隣国への影響というところまでは把握はしていないというところなのでご

ざいます。ただ、少なくとも水を排出した後の下流の状況、そこは当然モニタリングする必要はあると考えていますので、そこでストップをかけることによって海への影響というのを少なくともこの事業においては、その義務といいますか、そのデューティーを果たせるのではないかと考えております。

あとヒアリングについては、今回やっているのが、参考資料でおつけした5ページですか、周辺自治体と近隣住民というところにとどまっておりますので、今回は下流というところまではやっていませんということになります。

もう一つだけ先にいきますと、22番の「問題のない」というのは何に照らして「問題なし」なのでしょうかとすることは、住民の合意ということですか。これは、これもちょっと似た話で、ロンアン省の担当者と周辺の住民との協議というのは、近隣住民との協議というのは実施したということによろしいわけですね。そこは実際に事業をやる段階でもう一度改めてやる必要があるだろうという理解でございます。

○高橋主査 ご説明は以上でよろしいですか。

○川端企画役 はい、とりあえず。

○高橋主査 それでは、9ページ・10ページについて、ご質問、ご意見等はいかがでしょう。

○谷本委員 ここは石田さんと二人で、やっぱりここは気になりますよね、下流が。やっぱり私は、くどいですがけれども、今回できていない、それは事実としてありますけれども、きちんとやってほしい。それから、海を越えてというのは、それは確かに大変なことでしょうけれども、それはモニタリングをきちんとして、それで公開する。それは、漁民の人や農民の人がコンピューターを持っているか、それを読めるかということはあると思いますが、載せていますというか、これはやはり一番重要なことだと思いますから、そういう体制をとっていただきたいということが、私がくどく書いたことです。

それから、ついでにちょっとよろしいですか。実は、今日いただいた資料ですが、追加というか、差しかえというか、これで私は前からずっと気になっているのが、スコーピングの、ちょっと飛ぶかもしれませんが、39ページのところの従前ですか、ウィズアウトのところだと思います。3の環境評価の住民移転はともかく、2の生活・生計で何も書かれていない。それに対して次のところで、従後、ウィズプロジェクトで3のところ(2)の生活・生計でBとつけられている。では、前のところのほうがもっと問題ではないか。何でここは横線になっているのだろうというのがものすごく気になるんです。上のほうはAになっていますね。Aの項目が多い。生態系に対して、あるいは水象に対して、自然環境のところ。でも、社会環境のところ書か

れていないということが、何か人間無視ではないかと言うと言い過ぎかもしれませんが、これは恐らく石田さんも同じ意見をお持ちだと思って、ここを、すみません、ものすごくどく書かせていただきました。

○石田委員 谷本先生のご意見に加えて、例えば17番を見ると、お答えが、「ADBのEIAで確認できる」、または我がほうは「用水を取得するにとどまり、水源の管理については、世銀・ADB側で考慮すべき事項と考えられる」。一義的にはそうなんですが、用水を使うということで、もう既にADB・世銀の事業と密接にかかわっていることは前提としているので、私たちも全体でのパートなんです。ということであれば、私たちの側としても、たとえ世銀やADBの調査資料を使うにしても、この部分については漁業行為はどのようになっているのか、それから生計は、どういう漁業をして、どういう季節的漁業をやって何をとって、何人ぐらい漁業者がいるのかということとか、ベトナムだから普通に釣りをしている人もいると思うんです。漁業者がいるのか、いないのかということ、それから水利権の調整、それからベトナムの漁業権と水量の関係などについても、だれにそのデータを入手する責任があるかはともかくとして、二次的資料でもいいと思うんです。一次的に明記する必要があるのであれば、一次的にやらなければいけないし、やっぱり書く必要があると思うんです。必要であれば世銀やADBとお話をすればいかがなんでしょうか。私たちはこういうガイドラインを持っているので、それはどのような話し合いになるのか、結果はどうなるかはわかりませんが、できれば調査をすることも含めて、役割分担の話がされることも念頭に置きながら世銀やADBとの話をして、今言ったようなこと、彼らの生計についてはきちんと記述していただきたいと思います。

以上です。

○川端企画役 わかりました。ありがとうございます。まず、石田先生の今の17番のご指摘からいくと、おっしゃるとおり、最低限、今回の給水というのが、先行する世銀やADBのEIAに照らして、少なくとも例えば問題ないとか、想定範囲内であるとか、そういったことを把握し、それを調査書、あと事業としてやっていく上ではまたそれはそれで当然なんですけれども、その段階でも把握していく。そこで不明確な点があれば、直接聞くなり、そういったアクションをとる。そのような必要があるということは承知しました。そこはちょっと反映させていきたいと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いします。

谷本先生のご指摘の10ページに戻りますと、海までというところのご理解は、ありがとうございますとしつつ、少なくとも下流でのモニタリングとその公開が重要だというご指摘については承知しましたので、モニタリングは少なくともするんですが、それをどういう形で地元の

方にフィードバックするか、それは宿題として考えていかないといけないことであろうと理解しました。

あと、社会環境のところも、確かにちょっと、従前のスコーピングに線を引いているというのは、従後でBにしているから、何らか把握はしていただいているんですね。

○秋月氏 これは、我々の事業で何か追加的に入ってしまっていて、限定的ですけども、影響を及ぼすのは従後に書いてありますが、ですから我々の事業でよくなるということはないんです。

○谷本委員 工場はありますよねということです。

○秋月氏 そこは、ですから、一応従前というのはちょっと今回はあまり意味がないということだったんですが、もともとある状況で、恐らくは非常によくないということになっているということなので、純粹に見ればAということになると思いますが、ただ、我々はAをBにすることもDにすることもできないという意味で、我々がプラスの影響を生じさせてしまう可能性があることだけを事実で評価しているので、そこはちょっとコメントが足りないかと思いますが、そういう意味です。

○谷本委員 もう一つは、すみません、一番上のところ、10ページの最初のパラグラフ、「派生的影響」で逃げないでください。これは、そこで逃げてしまったら、みんな「派生的」と言えてしまいます。こういう言葉を使うと、本当に突かれると思います。これは何かうまく、是非いい表現を使っていただいで、お願いします。

○川端企画役 ありがとうございます。そうですね。

○谷本委員 文章は残りますからね。本当にそれは。

○二宮委員 私も今のご議論と同趣旨で助言をさせていただいたんですけども、ぜひ利害関係者の声を聞いていただきたいと思います。この参考資料の5番のところにあるような追加の、インタビューをされて、いろいろな利害関係の団体の代表の方の声を拾った結果をこういう形で示すのはいいのですが、それが、各集団の構成員の皆さんの声をどれだけ代表しているのかという問題は必ず出てきます。ですから、そこはちょっと手間がかかっても、末端の利害関係者の方を含めたステークホルダー協議をぜひやっていただきたいと思います。確かにおっしゃるように、垂れ流しされていた汚水をきちんと集めて処理するということですので、よくなることはあっても悪くなることはないということはわからないではないですが、それも含めたコミュニケーションをしないとイケない。

それとの関連でちょっと気になるんですが、きょう配付された資料の42ページのところもそうですし、その前に配付された資料の同じところでも、スコーピングのところの2番の汚染対

策のところの前に、前のワーキンググループで配付された資料では、1として許認可・説明という欄がありまして、その中にステークホルダーへの説明といった項目もあったのですが、それがその後なくなってしまっているのも、何か意図があるのかなと思って、そこがちょっと心配だったんです、ステークホルダー協議に対する取り扱いという意味で。

○杉山 今回の経緯という意味では、環境ではない部分、事業権の獲得とかというリスクについては、むしろ外してくださいという経緯があって、外してしまったんです。そこにステークホルダーミーティングの話が入っていて、それも一緒に消えてしまったということなので、どこかで、違う場所で書けるように。

○二宮委員 そうすると、ステークホルダーの話がどこにもなくなってしまうので、外すのであれば、どこかに入れていただく必要があるかなと思います。

○杉山 わかりました。

○高橋主査 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

では、とりあえず次に進みたいと思います。では、11ページ、12ページ、スコーピング案について、お願いします。

○川端企画役 11ページですが、まず23番として、排水について、実際に工場に入居する業種の変化等による影響はないですかという点。これは、先ほどからのご説明とちょっとかぶりますが、まず工場ごとで、ある程度のクオリティーというのは満たしていただくというところで担保するという事で考えております。

27番の大気質のところですか。これは「影響は生じない」と言い切ってしまうていいのですかというところですか。これについても、まずは工業団地の入居者の方のEIA、すなわち基準、そこに依拠すると。逆に言うと、それを超えるようなものというは出させない、入居させない。そういったところでまず担保する。それをどう担保するのかというのは先ほど来出てきているような課題であることは承知していますということです。

あと28番として、工事活動のスコープはどうしているのですかと、被害等ですけども、そこは具体的にはないのですかという話と、この施設の工事中のことに関する影響はないのですかというご指摘です。これも一義的には工業団地側のEIAに依拠するとしていまして、ただ、ここでカバーしているのは……。

○杉山 造られるであろうインフラ設備に関する工事に関する緩和策というのは、もともとそのEIAの中で練られているので、それを同じように実施するという事です。

○川端企画役 この事業、このユーティリティをつくる時の影響というのは入れ込んでいな

いのですか。

○秋月氏 ですから、それをこのEIAに依拠するのと、あと排水に関しては、できるだけモニタリングに関係するところをまず先行させて、工事中にも何か悪影響がないようにはするという二重のプロテクトをするということで工事中の対応をするということにしております。

○川端企画役 あと29番として、29番のご指摘は、このご指摘のとおりに改めましたということです。

あと12ページの30番ですが、これも、この事業自体が環境をよくする事業ということなんだけれども、この事業の金銭的な負荷、これもちょっと先ほど出てきた話と近いですが、この事業が求めるクオリティーが高いと、逆に逃げる人たちがいて、それが結果的にマイナスということにはならないんですかということだと理解しましたが、これもそうなので、中期的な課題として、こういった環境基準が厳しい工業団地に入るようなインセンティブを、一事業だけではなくて、州とか地方政府に対して働きかけていくという努力はあわせて必要かなということとはご指摘のとおりだと思っております。

○高橋主査 いかがでしょうか。

私からですが、この28番、工事中の関係ですけれども、モニタリングをしたり、いろいろ対応するから、このスコーピングでは影響はないといいたいでしょうか、ただ線が引いてあるだけになるんですが、冒頭で議論になった、そもそもこのスコーピングの従前・従後の位置づけにも関連するんですけれども、この廃水処理施設自身の工事というのはあくまでこの事業ですから、当然それで影響があるのか、ないのかというのはスコーピングで対応すべきですよ。それがどうして対応されていないのか。もう一度説明をお願いしたいんですが。

○秋月氏 今、この40ページの騒音・振動のところというのは、あくまで工事中ですので、考慮しております。ただ、ここで今EIAの中での工事中にとるべきいろいろな対策というのはすべてとるという前提で、今Dという評価にしております。ですから、それを上回って何らかの悪影響が出るということであれば、これもBにすべきと考えますが、工事の中ではあくまで工業団地のEIAで示されている工事中にとるべき対策はすべてそのとおりやるという前提での評価ということなんです。

○高橋主査 そうすると、このスコーピングの位置づけがどうもおかしいので、極端に言えば、工事中はきちんと全部配慮するから環境に影響はないんだといたら、全部影響はないということになってしまいますよね。影響の可能性があるので対応する。それについてはこういういろいろな対応をするから影響はなくなるんだということで、まずは影響の可能性があるので、

ないのかということ、これは私の考えで、皆さんとは合わないかもしれませんが、スコーピングとしては入れるべきではないのでしょうか。その上で、影響の可能性はあるけれども、このように対応するから影響はないですよということになるのではないですか。

○秋月氏　そういう意味でいくと、何カ所かにあるDというのは、負の影響の範囲がわからないということではなくて、一定のいろいろなリスクがあるという前提の評価ということでDという評価が、例えば騒音とかであって、水質は、工事をしながら水を流すかどうかはちょっと確認しますけれども、その数カ所にBという評価が入るのが適切かと考えますので、そこはどのように訂正しました。

○川端企画役　いや、そこはちょっとあれですが、高橋先生のご指摘は私の理解では、工業団地のEIAに準拠します、それは当然なんだけれども、そもそもこれをやることの具体的中身に照らして、EIAに沿うかどうかはともかくとして、スコーピング的にはどうなのかというのは把握しておくべきだということです。だから、それはちょっと考慮していただいたほうがよろしいのではないですか。

○谷本委員　調査団としてということですね。

○川端企画役　そういうことです。

○高橋主査　他はいかがですか。

では、ちょっと時間の関係もありますから、最後の残りの13ページですか、追加のところを。

○川端企画役　13ページの追加事項です。「審査及び承認」がどうなるかということ、この辺の記述ということで、これは右に書かせていただいたのですが、審査・承認機関は、事業承認機関、事業実施地の地方省の環境専門機関等ですということ、これはちょっと意味がよくわからない。これは、それぞれの事項の審査・承認機関はここに書いているそれぞれのものに対応しているということですか。

○秋月氏　ちょっと表の書き方がわかりにくかったので、①と②というところの審査機関は全く同じなんです、それは同じという表示が悪かったので、報告書も書き直して、こちらでも訂正しました。単純な訂正と考えていただければと思います。

○川端企画役　あと、PPPプロジェクトのパイロットとしての位置づけというのは何ですかというご指摘で、あとこの事業とパイロットというものとの関係なんですけれども、簡単に申せば、PPPパイロットプロジェクトというのは、今ベトナムではPPP法というのを導入しようとしているというか、一部導入しているんです。それで、あと日本政府との話し合いもあって、そこで政府レベルでPPPのパイロット事業だということを選ぶと、きちんとしたというか、日越政

府お墨つきのプロジェクトとして進めるという枠組みができています。それは結構、国家的というか、大規模な事業を想定していますので、一方この事業というのは一工業団地内に導入するユーティリティであったり、あるいは工業団地に引っ張ってくる給水という話なので、要すればこのパイロットの枠組みとはちょっと違う別次元の話だとお考えください。

その他のご指摘については、ご指摘のとおりですというところです。

よろしいですか。

○高橋主査 それでは、全体を通して、ちょっとスコーピングの従前・従後の冒頭の話についてもやや積み残しの部分もありますが、それも含めて全体を通して何かご指摘なりご意見はございますか。

ちょっと私は1点。私は、こういう排水とか、いろいろな排出規制については余り詳しくなく、専門ではないので、誤解があるかもしれませんが、先ほど来のお話を伺っていると、この基準のAとBとありましたね。それで、基本的には各事業の工場でB基準で排水なら排水のいろいろな処理をするということで、それをここにまとめてA基準としてこのユーティリティ事業で処理するというお話がありましたが、そもそもこの工業団地をつくる時に、他のところではなかなか公害型で受け入れてもらえないかという話も出ました。もう一方で、各工場がきちんと処理するとか、そういうことの担保をどうするのかといったお話もありました。これはちょっと素人考えかもしれませんが、そもそもB基準で各工場が処理するのであれば、要するにこの日本型の工業団地が来なくても、従前型の工業団地も含めて、工場の配置というか、受け入れてもらえるのではないのでしょうか。その辺はいかがですか。

ここは、各工場がB基準で排出するというのを前提にしてユーティリティをつくってやるわけですね。それであれば、それはA基準できれいにすれば、もちろんそれにこしたことはないんですが、基本的にB基準で排出してよいのであれば、必ずしもこの工業団地でユーティリティまでつくってやらなくても済むのではないかと。ちょっとこの根本に立ち返るような話で恐縮ですが、私は今回初めてこの案件に携わるものですから、その辺はいかがなんでしょうか。

○伊藤氏 ちょっとご質問があれなんですけれども、B基準で近隣の川とか農業用の水路には戻せないんです。A基準でしか出してはいけないんです。今までは、きちんとした工業団地集中型の廃水処理装置を設けなさいというルールはつい最近決めた。なぜ決めたかという、勝手に入居者に任せておくと、排水処理装置を持たないか、持ったとしても使わないで、B基準か、もっとひどいものをどんどん流してしまうので、もう環境省ではコントロールできないので、責任を管理会社に持たせるために、ルールを変えて、工業団地には集中型の廃水処理装置

をつけて、そこから外の川に流すときはA基準、これを管理会社は責任を持ってやりなさいというルールに変わったんです。

○高橋主査 この資料につけていただいた排水基準の産業型はB基準といったお話は、これはどこに放流、排出するときの基準なんですか。

○秋月氏 先ほどの産業用・生活用という言い方はちょっとまずかったんですが、工業団地内であればB基準で流しても構わないんですけれども、先ほど申しましたように、農業用水とか、そういった外に出す場合にはAにしなければいけないということですので、先ほどの生活系・産業系は、ちょっとキーワードだけで申し上げて、説明を抜かしてしまったということです。

○高橋主査 要するに、では、いわゆる公共水域といいましょうか、そういうところに出すときにはAでないといけないということなんですか。

○秋月氏 Aです。はい。

○田中委員 生活基準とか、そういうものは違うということですか。先ほど何かそういう説明で、A基準というのは生活排水に適用されて……。

○秋月氏 工業団地内であるとか……。

○田中委員 いやいや、一般的な生活系の排水、家庭排水などにはA基準で、工場なり産業排水はB基準だと先ほど説明を伺ったように思うんだけど、そういう理解でよろしいんですか。

○秋月氏 工業団地の外に出すという意味では、ちょっと今、すみません、一言で産業系、生活系と言ったのは訂正します。外に出す場合にはすべてAですという理解でやっております。

○田中委員 このAとかBというのは、ベトナムの法規では、どういう事業形態であれ、最終排水基準はAなんですか。Bというのはどういう位置づけで……、この工業団地のユーティリティ施設に便宜的に決めている基準のことですか。

○伊藤氏 そうですね。工業団地の中に入居する工場は、最低B基準を守って外に出してよろしいと。しかし、管理会社はB基準の水を受けてA基準にして出しなさいということ。A基準というのは、この国は農業国ですから、農業用水にまざっても大丈夫なような基準にしていると聞いております。

○田中委員 そうですか。何か先ほどの説明と違ってきたので。

○伊藤氏 だから、ベトナムでは、メッキ工場であれ、皮なめし工場であれ、最低限B基準は守って出しなさい、それだけの資金負担はちゃんと各工場でやりなさいということになっております。

- 川端企画役 けれども、外に出すときはAですね。
- 伊藤氏 外に出すときはAで出さないとだめですよ、その責任は管理会社にありますよという事になっております。
- 田中委員 ごめんなさいね。ベトナム全土で適用されている基準というのは、ではA基準なんですか。
- 伊藤氏 そうです。外に出すときは全部A基準なんです。本当はそうならなければいけない、でもそうになっていないというのが、今の状況です。
- 田中委員 わかりました。すみません。
- 高橋主査 他にいかがでしょうか、全体を通じて。
- 岡山委員 この基準は2009年にできたばかりで、新しく設置された基準がいきなりできて、大変厳しかったので、今、工業者が特に困っていますという状態だということですか。
- 伊藤氏 これはアップデートされたのが2009年なので、それより前からあります。
- 岡山委員 前からあるんですか。
- 伊藤氏 はい。
- 川端企画役 さっきご指摘いただいた従前・従後のお話ありがとうございましたね。あれは例えば、これはちょっと今私が考えたところで、これでいいかというのはあるんですけども、例えば従前というのは、先ほど私も申したとおり、あくまでアピールとしての説明ですけれども、参考にしかないなので、ちょっとそういう整理を明確にする。だから、この調査におけるスコーピングというのは、あくまでもここで従後と書いてある、これが本事業のスコーピングなんですけれども、参考として、これをやらないとこうですと。これは、従前というものは参考です。そういう整理にしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、それでどうでしょうかという話と、どちらにそこを……。
- 高橋主査 今、川端さんからご提案がありました。いかがでしょうか。
- 谷本委員 要するに、ウィズ、ウィズアウトじゃないんですか。事業をやる、やらなければどうなる、やったらこうなる。ビフォー・アフターじゃないんでしょう。
- 田中委員 おっしゃるとおりです。ビフォー・アフターじゃないです。多分、意図はノーアクションの話なんじゃないですか。
- 谷本委員 そうなんでしょう。
- 田中委員 ユーティリティ制度をつけない場合はこうなりますということなんじゃないかと思うんです。

○川端企画役 あくまでも本事業で本当に見るべきなのはウィズの話なんです。

○田中委員 そうですね。

○川端企画役 ちょっとそのように整理しましょう。

○秋月氏 その言葉は要らなくて、ウィズ、ウィズアウトであると。

○高橋主査 その辺がはっきりわかるような表現を、ひとつお願いいたします。

○川端企画役 わかりました。

○高橋主査 他にはいかがでしょうか。

それでは、これは最終的な助言としてどれを残すといいたいでしょうか、助言案に盛り込むかというところを整理していきたいと思います。とりあえず、このコメント改訂表でJICAさんが質問と助言とに分けていますが、これも場合によっては質問が助言であったり、いろいろするという点もあるかと思しますので、頭からちょっと順番に確認していきたいと思います。早瀬委員は退出されておりますけれども、まず1ページ目は、これは谷本委員のほうで助言になっていますが。

○谷本委員 私の下の方はもう結構です、これは。

○高橋主査 結構ですか。よろしいですか。

○谷本委員 はい。きちんと書いていただければということですから、お願いですから、結構です。落としてください。

○高橋主査 ではここはよろしいですね。

では、次に2ページ、いかがでしょうか。

○谷本委員 2のところは私ですね。このところはできれば簡潔に、適法性とかはきちんと確認をしてくださいということで、助言として残してください。これは廃棄物、汚泥とかですね。

それから、その下のほうは、前段を抜いてください。これは私が要らんことをちょっとコメントしています。ですから、本事業として行うことは、ユーティリティの一環で、モニタリングをきちんとしてください、それから公表してくださいと、これを入れてください。その部分でいいと思います。お願いします。

○高橋主査 次に3ページになります。ここはいかがでしょうか。

先ほどのスコーピングは、これを明確にするといった助言にしておいて、それを受けてJICAさんのほうで対応していただくということでよろしいですかね。

○川端企画役 はい。

- 田中委員 下のほうで4番のところは、ではこれはそのまま残しておいてくださいますか。よろしゅうございますか。
- 高橋主査 二つですね。
- 田中委員 はい、二つ。
- 高橋主査 では4ページはいかがでしょうか。
- 田中委員 早瀬さんのところはともかく、私の廃棄物のところの田中委員・49、田中委員・50とか、これはそのまま残しておいていただいて。
- 高橋主査 多分、早瀬委員も、これは一緒になっているようなところですよ。
- 谷本委員 私のところとも絡んでいるので、ですから合体していただいたらいいんじゃないですか、2のところと。
- 高橋主査 先生のところ、2のところ。
- 谷本委員 ですから、ちょっと合体したような形で、そのようにしていただいたらいいと思います。
- 高橋主査 ではちょっとその辺で。そうすると、これは後でまたちょっと確認させていただきたいと思いますが、とりあえずJICAさんのほうできょうの議論をまとめて、何か助言案的なものをつくっていただくということにしてよろしいですか。
- 谷本委員 事務局案をつくっていただけましたら。
- 川端企画役 そうですね。それでいいと思います。
- 谷本委員 それをもとに、それぞれ担当の委員でまた後ほど。
- 川端企画役 はい、筆を入れるということになります。
- 高橋主査 あと4ページの残り、二宮委員他、いかがでしょうか。
- 二宮委員 私のところはリスク管理の話をしていて、他の田中先生や石田先生のところと表現ぶりが少し違う感じがします。なので、何らかの形でその趣旨は残していただけるとありがたいかなと思います。
- 石田委員 私のところは二つありますけれども、これは廃水処理システムを運営中に起こると想定し得る事項とその対策について具体的に記述しておいてくださいということで残していただけますか。廃水処理システム運営中に起こり得る事項及びその対策について具体的に記述しておくことという形でお願いいたします。
- 田中委員 水のところの私の48のところも、このまま使えると思いますので、いかがでしょうか。

- 高橋主査 次に5ページはいかがでしょうか。
- 谷本委員 松下先生のところの8のところの一番上はいかがですか。
- 松下委員 これは、田中委員の45番と合体して、ご検討していただけますか。
- 田中委員 わかりました。では、そのようにお願いいたします。
- 谷本委員 では私のほうは、これは質問になっていますので、これは結構です。落としてください。いいと思います。
- 岡山委員 質問ですけれども、結構ですが、A基準・B基準はよくわからなかったのもう少し詳しく説明していただけるといいかと思います。
- 高橋主査 9番の質問もそのようなことで、真ん中ですが。
- 岡山委員 はい、そうですね。これもそうですね。よくわからなかった。あわせて、ベトナムの基準を使うということでしたから、まずそれを明示するということと、かつ……。
- 谷本委員 そうですね。きちんと定義して説明してくださいと。
- 岡山委員 はい、その説明を。
- 高橋主査 ここは、では助言という形にして、それを受けて、JICAさんのほうでご説明いただくということで、お願いします。
- 岡山委員 そういう助言にさせてください。はい、お願いします。
- 高橋主査 6ページは質問だけですが、これは質問でよろしいのでしょうか。これも関連しますけれども。
- 松下委員 これは、私のほうは落としても結構です。
- 高橋主査 岡山委員の質問も、先ほどのA基準・B基準ということに含めてもいいですか。
- 岡山委員 はい、これも結構です。
- 高橋主査 では7ページは、上から順にいかがでしょうか。
- 松下委員 私の最初の16番のところは、「連携を進めること」という形で助言としていただけたらと思います。
- 谷本委員 運営会社の話ですね。
- 松下委員 はい。
- 谷本委員 これはもう本当に大事ですね。
- 松下委員 それから、次の点についても助言として、お願いします。
- 石田委員 その次に私は二つ書いていますが、この妥当性と自立発展性というのは一緒にしようと思います。「ユーティリティ運営事業及び給水事業の妥当性及び持続性(自立発展性)に

ついて記述してください」と。その妥当性・自立発展性というのは何かというと、最初のほうの中にある文章を使っていたいただきたいんですが、「企業の潜在ニーズのみならず、政府、自治体による実態としての支持、該当技術及び実施体制(技術者、マネジメント、資金など)」という項目、これを妥当性や自立発展性の項目として使っていたいただきたい。そういう妥当性と、プロジェクトを実施する現状での妥当性、それとプロジェクトを実施した後の彼らだけの自立発展性、持続性について、それぞれ記述をお願いいたします。そういう文章にちょっとまとめていただけますでしょうか。

○高橋主査 あと下の質問は松下委員でして、いかがでしょうか。

○松下委員 これについては、「制度改善、モニタリング、トレーニング、資金協力等について適切な仕組みを考慮すること」といった趣旨で、助言をお願いします。

○石田委員 私のほうは、先ほどの助言に入りますので、私の質問は落としてください。

○高橋主査 8ページに岡山委員の助言がありますが。

○岡山委員 これも、助言ではなく、先ほど出てきたそもそも論だったので……。

○高橋主査 これもよろしいですか。

○岡山委員 はい、結構です。すみません。むしろ最後に送っていただいていたような気がするんですが、そうですね。30番のところの説明で、同じことなんですけど、移転のインセンティブがきちんと機能するよという回答があるんですけども、それが多分このあたりと同じことになると思いますので、むしろ先ほど石田先生が助言として残された妥当性・持続性・自立発展性にかかわることだと思いますので……。

○高橋主査 では、そちらに合わせる、含めるということで。

○岡山委員 はい、そちらに入れるということでお願いします。

○高橋主査 岡山委員の提案の助言としては落としてよろしいですか。

○岡山委員 落としてください。はい。

○高橋主査 石田委員の14番、これはもうよろしいですね。

○石田委員 はい、落としてください。

○高橋主査 9ページはいかがでしょうか。

○石田委員 でも、岡山先生がおっしゃられた8ページの上のところですが、これは何か項目としてお使いになられることはないでしょうか。

○岡山委員 そうですね。もし54ページのところに追加で助言を加えるとすれば、何らかの罰金だけではない、例えばISO取得企業の優遇とか、両方、さまざまな政策が考えられようかと

思いますので、それをもう少し検討することという助言にさせていただきたいと思います。

○高橋主査 それでは、9ページのほうはいかがでしょう。

私のは、多分他の下のほうの石田委員なども含めて、直接でないにしても、間接的に影響ある部分について、きちんと確認をしてくださいといった意味合いの助言になるのかなと思うのですが、岡山委員のところもそうですね。

○岡山委員 水利権はともかくとして、ごめんなさい、ちょっと言い忘れていましたけれども、不可分な事業としての今回の工業団地そのものと、それからこのADB・世銀の導水路事業に関しても、何らかのEIAを担保したということの説明があるといいなと思います。

○高橋主査 石田委員のところでは。

○石田委員 私のところは、三つ四つほうり込んでしまったんですが、まず漁業行為というのは、次のページで私が出てくるので、ここでは漁業行為は落としていただいて、ただ水利権を含む利権関係・利害関係の整理を明示しておくというのは、ここで一つとして独立させるのか、またはこの次のページのあたりにくっつけられるのか、どちらにしようか、ちょっと迷います。では、次のページにくっつけます。ですから、ここは落とします。

○高橋主査 二宮委員の質問は。

○二宮委員 今日の説明で状況がわかりましたので、必要ないです。

○高橋主査 よろしいですか。

それでは10ページに移りますが。

○谷本委員 21は、石田さん、やはりここは先ほど申し上げたので、下流域の状況ですね。今回は調査できなくても、モニタリングをきちんとしてください。それから、必要ならば対策を講じてくださいと、その対策を講じるような手段もきちんとあれして入れてください。それから、PRとか広報とか、そういうことをやってくださいということです。これはお願いします。入れてください、ぜひ。

○高橋主査 石田委員、そういうことでよろしいですか。

○石田委員 はい。そうすると、そこに先ほど私が宿題に残した水利権を含む利害関係の整理の明示化というのも一つ入れておいていただけますか。

○谷本委員 これはどちらかという上流側の話ですね。

○石田委員 上流側です。

○谷本委員 では上流側についてはということで、では下流側について……。

○高橋主査 上流側は16のほうに入れまして。だから、どちらかという、16のほう为上流で、

21のほうが下流というような感じにしたらいかがでしょうか。

○谷本委員 では、21は下流側ということで、お願いします。

○高橋主査 あと22、ステークホルダー協議、この辺はいかがですか。二宮委員。

○二宮委員 私のところは、「その上で」という下から3行目のところ、この項は消していただいていたんですが、それまでのところは残していただければと思います。

○高橋主査 では、これを助言として生かすんですね。

では、11ページはいかがでしょう。私は、これは質問になっていますけれども、先ほどの話と関連しますから、これは他のものと一緒にしていただいても結構です。

○谷本委員 21のところに入るといった感じでよろしいですか。

○高橋主査 そうですね、はい。

早瀬委員は、これは質問だからいいですかね。

28は、早瀬委員はもう退席しましたが、私も先ほど言いましたように、工事中というのはきちんと位置づけをして把握するというので、質問ではなく助言ということでお願いしたいと思います。

29の谷本委員はいかがですか。

○谷本委員 これは結構です。ちょっと気になったものですから、こういうコメントをしました。これは落としてください、修正されていますから。

○高橋主査 あと12ページ、30番の質問、石田委員、これは質問ということですか。

○石田委員 これは、岡山先生のところや私の前のほうで入りますので、落としてください。

○高橋主査 あと13ページの追加事項ということでして、松下委員の質問と……。

○松下委員 私のほうは、落としていただいても結構です。

○高橋主査 谷本委員の助言は。

○谷本委員 私、これはちょっと要らないことを言いました。くどいことを言いまして、すみません。落としてください。

○高橋主査 ということで一応整理をしましたが、何か補足のコメントあるいは質問はございますか。

○石田委員 例えば、私は30番のところの質問を落としていただきました。それは、先ほど申し上げた理由に加えて、既に改訂された、修正された報告書に書かれているということも理由としてありますので、それはそのまま報告書に残ると理解してよろしいですか、そこの記述は。ここでは、罰金等を原資として充てていくといったことや、フリーライダーに対する対策を実

施する。これは報告書の中で確定として残されていくという前提で私は申し上げたんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○川端企画役 ですので、それは岡山先生からご指摘いただいたところとも同じですし、その対策というのをきちんといろいろ書いて、そういうことで。

○小野氏 残します。

○石田委員 ありがとうございます。

○高橋主査 他はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、大分長くなってしまって恐縮ですが、これで一応終わりますが、今後の予定といましようか、進行についてご説明いただけますでしょうか。

○河野課長 6月6日に全体会合がございまして、そのときに確定させていただければと思っております。したがって、できましたら来週の前半に事務局のほうで案を取りまとめて高橋先生のほうに送らせていただく。できましたら、そこから1週間ぐらい、31日月末ぐらいまで一応の案をつくられるような形をお願いできればと思っております。

○高橋主査 ということですので、本日の取りまとめ案がお手元に届くと思いますが、その際にはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中委員 いつごろ届いて、それをいつごろまでに戻せばいいんですか。具体的にちょっと日程を聞かせていただければ。

○河野課長 JICAのほうから先生にお送りするのが、24、25日です。それから高橋先生に確認いただいて、委員の先生方に送られるのが25日か26日で、コメントをまとめていただくのが、30日では厳しいでしょうか。そうすると1日、2日ぐらいというスケジュールでしょうか。遅くとも3日までには確定しないと、6日に間に合いませんので。

○田中委員 そうすると、24、25日に各委員のところに来て、それに対するコメントを……。

○谷本委員 バーツとコメントを高橋さんのところで整理していただいて、戻してもらってファイナライズしていく。大丈夫ですよ。

○田中委員 お願いします。

○高橋主査 他に、よろしゅうございますか。

では、一つよろしくお願ひいたします。

○河野課長 どうもありがとうございました。

午後6時28分 閉会